

令和 2 年度主要施策成果説明書

知事直轄組織

主要施策の総括

1 主要施策の目的

静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の実現に向け、全庁一体的な施策の推進に取り組んだ。新ビジョンを着実に推進するため、「成果指標」によって目標達成に向けた施策の効果を測り、「活動指標」によって施策の進捗状況を確認した。併せて、社会経済情勢の変化に的確に対応できているか検証を行い、施策の重点化や再構築を図った。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 防災・減災対策の強化、次世代産業の創出と展開、魅力的なライフスタイルの創出

ア “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを目指し、「ふじのくにフロンティア推進区域」の早期完了に向けて事業支援を行った。

また、都市的サービスを提供する拠点相互の連携・補完により地域課題の解決を図る「ふじのくにフロンティア推進エリア」は、島田市、牧之原市及び吉田町の 2 市 1 町や、下田市及び賀茂郡 5 町による自治体連携の取組など、13 市町 6 エリアを認定し、累計で 15 市町 8 エリアとなった。

(2) 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

ア 観光客の来訪の促進

通常はスマートフォンのニュースアプリの活用やふじのくに魅力発信サイト「痛快！静岡県」により、全国に向けて静岡県の情報を発信している。

令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から県境を跨いだ移動が制限されたためコラム欄以外のサイトの更新を中止するとともにトップページで注意喚起した。

(3) 地域外交の深化と通商の実践

ア 地域外交の推進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う各国・地域の出入国制限により、対面による交流が困難となる中、オンラインの積極的な活用により、本

県の友好提携先である中国浙江省、韓国忠清南道、モンゴル国ドルノゴビ県をはじめとする重点国・地域を中心に多様な交流を展開し、友好関係の深化を図った。

また、通商推進プロジェクトチームによる県産品の販路拡大等に向けた取組や、オリンピック・パラリンピックを通じた市町の交流を支援するなど、本県と各国・地域にとってメリットのある地域間交流を推進した。

さらに、中国、韓国、台湾、シンガポールに設置する海外駐在員事務所を活用し、現地における最新情報の収集・提供や、海外に展開している県内企業への支援、県産品の販路開拓等に取り組んだ。

(4) 現場に立脚した施策の構築・推進

ア 戦略的な情報発信と透明性の向上

県政に対する県民の理解を促進するため、情報の受け手となる方々の年齢等の属性や広報媒体の特徴を考慮し、時機を捉えた分かりやすい情報提供に努めた。特に、県政への関心の低い若年層に向けては、県政の理解促進のため、職員作成動画やLINEの配信を新たに加えソーシャルメディアなどを活用した広報をさらに進めた。

イ 県民参画の促進

新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し知事広聴、県政世論調査など様々な手法を用いて県民のこえの的確な把握と施策への反映に努めた。

また、県の政策形成に対して、県民から施策等の改善意見をいただき施策等へ反映する“ふじのくに”士民協働施策レビューを開催し、県民の県政参画の一層の促進に努めた。

(5) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

ア 将来にわたって安心な財政運営の堅持

令和2年度当初予算は、地方の一般財源総額が前年度と同水準に確保されたものの、扶助費などの義務的経費や道路・河川の整備などの投資的経費の増加が見込まれ、“ふじのくに”づくりと健全財政の両立を目指す編成を行った。

歳入の面では、AI・ICTなどの先端技術の産業分野への活用や、新成長産業の育成等を図り、企業収益と県民所得の向上を通じた税源の涵養に努めるとともに、県有施設の建替えや長寿命化の財源を確保するための県有建築物長寿命化等推進基金を創設した。

歳出の面では、事業評価に基づく改善提案を行ったほか、政策的経費の枠配分方式や、ビルド・アンド・スクラップによる徹底的な事業見直

し等を行った。

国に対しては、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築や、臨時財政対策債の廃止と償還財源の確実な確保等について提言した。

(6) ICT等の革新的技術の利活用による業務革新

ア 新世代ICT等の導入・利活用の推進

県民の利便性向上と業務の効率化を目的に、申請・届出等の受付や結果通知等の処理を行う電子申請システムや施設予約システムを運用し、電子自治体を推進した。

庁内においては、県行政の効率化や高価値化、働き方改革などを推進するため、新世代ICTと目されるAIを利用した音声認識技術やRPAの活用により、職員の負担軽減を図った。令和2年度の新たな試みとしては動画作成ソフトを導入し、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった集合研修の代替手段として動画配布による研修を行った。

また、職員の仕事の効率性及び県民サービスの向上の両立を図るため、職員がいつでもどこでも勤務できる新しいワークスタイルに対応するべくモバイルパソコン利用環境の整備に着手した。

令和 2 年度主要施策成果説明書

危機管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事案に備えるため、平常時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として、関係部長を指揮し、全庁横断的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監を中心とした危機管理体制を構築した。

また、県内 4 箇所地域局において、市町等と連携し、地域における危機管理体制の強化に努めた。

(2) 防災対策の推進

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害等を推計した「第 4 次地震被害想定」を基に、「想定される大規模地震による犠牲者を 2022 年度までに 8 割減少させる」という減災目標達成に向け、187 の個別のアクションにより構成される「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を中心に、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進するとともに、減災目標を確実に達成するため 2 つのアクションを新たに追加した。

国が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を平成 31 年 3 月に公表したことを受け、本県は、多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策の取組、地域住民・関係者の意見等を踏まえた「県版ガイドライン」を作成し、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を市町地域防災計画へ反映すること等を促進した。

県民の防災意識の高揚を図るため、防災出前講座やふじのくに防災学講座の開催など多様な啓発事業を積極的に行うとともに、防災リーダーや次世代の地域防災の担い手等を養成するため、ふじのくに防災士やふじのくにジュニア防災士等の人材育成研修を実施した。

また、地域の災害対応力の向上及び避難所での新型コロナウイルス感染防止のた

め、総合防災アプリ「静岡県防災」に、各自主防災組織の現状を調査・分析し、災害対応力の向上に繋げる機能や、非接触型の避難所運営を支援する機能等を追加した。

さらに、富士山火山防災対策を推進するため、県及び周辺市町などで構成される富士山火山防災対策協議会において、最新の知見等を反映した「富士山ハザードマップ（改訂版）」を作成し、公表した。

(3) 防災訓練の実施

地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚を図るため、南海トラフ地震や津波、火山噴火、台風、土砂災害等、各地域の特性に応じた被害等のリスクを踏まえた地域防災訓練を実施した。

なお、例年、県・市町における災害対策本部運営機能の向上や防災関係機関との連携の強化を図るため、総合防災訓練や大規模図上訓練等を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大規模な訓練の多くを中止又は延期するとともに、備蓄品や資機材の点検など、家庭や地域等でできることに取り組むよう啓発を行った。

(4) 消防体制の充実強化

消防体制の充実強化を図るため、市町等が整備する消防水利や消防車両への助成を行ったほか、地域防災力の要である消防団の活性化や充実強化に努めた。

また、静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、消防防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助や林野火災の消火などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

さらに、高圧ガスや火薬類など産業における事故のリスクが高い分野の安全を確保するため、高圧ガス等の許認可や立入検査、保安講習等を実施し、産業保安体制の強化に努めた。

(5) 浜岡原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所とその周辺環境の安全確保のため、津波対策工事の点検等により発電所における安全対策の実施状況を確認するとともに、環境放射能調査により発電所からの周辺環境への影響がないことを確認した。

また、原子力防災対策に万全を期すため、関係市町の避難計画の策定支援等を通じて県の広域避難計画の実効性向上を図ったほか、原子力防災訓練や原子力防災資機材の整備・維持管理等を実施した。

さらに、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を開催して浜岡原子力発電所の安全性について検証し、その内容の情報公開を行うとともに、原子力防災センターにおける一般公開等を通じて、原子力発電所の安全対策、防災対策について県民の理解の促進に努めた。

(6) 東日本大震災等の被災地支援

東日本大震災及び熊本地震等により被災した地域への支援として、18人を被災自治体の要請に応じ長期派遣した。

(7) 新型コロナウイルス感染症対応

国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、本部員会議を開催し、県民や事業者への行動制限の要請など、必要な対策を実施した。

また、本県独自の行動制限指標である「6段階の警戒レベル」を導入し、警戒レベルとレベル毎の行動制限を毎週、定期的に公表し、JR主要駅の掲示板や道路上の電光掲示板、県ホームページ、SNSなどを通じて、県民や本県を訪れる県外の方々に対し、注意喚起を行った。

さらに、庁内各部や各市町と連携して、大規模イベントの事前相談を受け付けると共に、感染拡大防止に向けた注意喚起や協力要請を行った。

加えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県内の指定した施設の事業者に対し、施設の使用停止又は営業時間の短縮について協力を要請するとともに、この要請に応じた事業者のうち、中小企業及び個人事業主に対し、協力金を交付した。

令和2年度主要施策成果説明書

経営管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に向けて、行政の生産性の向上や県有施設の最適化、歳入確保に積極的に関わりつつ、市町への積極的な権限移譲や市町と連携した施策の推進及び情報公開の推進を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 行政経営の推進

「静岡県の新ビジョン（総合計画）」の位置付けを踏まえ、平成30年3月に策定した「静岡県行政経営革新プログラム（計画期間：平成30年度～令和3年度）」に基づき、「政策の実効性を高める行政経営」を推進した。

令和2年度は、外部有識者からなる行政経営推進委員会において、行政経営革新プログラムの進捗や、外郭団体の点検評価等について検討を行ったほか、ひとり1改革運動による改革・改善を進める組織風土の醸成、公の施設における指定管理者制度の積極的な活用や運用の改善など行財政改革に取り組んだ。さらに、「地方自治法等の一部を改正する法律」の公布により都道府県等に義務付けられた内部統制の運用を4月から開始し、各所属によるリスクの洗い出し及び対応策の確認並びに自己評価を行った。

また、県庁における働き方改革として、「業務の見直し・効率化」「多様な働き方の実現」「職場環境の改善」「心身の健康増進・不安解消」の4つの柱を掲げ、仕事のやり方を根本的に見直す新たな業務改善や在宅勤務制度の試行、オフィスレイアウトの見直しなど、仕事の効率化や職員が能力を最大限に発揮できる職場づくりに取り組んだ。

今後は、行政経営革新プログラムに掲げた全ての目標の着実な達成を目指すとともに、働き方改革による、仕事に「働きがい」を、生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現に向けた取組を進めるほか、テレワークの一層の推進やICT活用による業務変革など、新しい働き方を推進していく。

(2) 県有施設の最適化

県有施設の長寿命化と財政負担の軽減に向け、劣化診断に基づく修繕計画の予算化の流れについて体系化するとともに、建替え時における総量適正化の取組を進めるため、各部局の集約複合化の検討における課題の把握や部局を跨ぐ調整等の支援を行った。

また、市町と連携しながら、公共施設の整備・運営に、民間の能力とノウハウを幅広く取り入れるための意見交換の場として、ふじのくに官民連携実践塾を設置開催した。

今後も、施設を通じた持続的な行政サービスを提供していくため、行政需要の把握に努め、ファシリティマネジメントによる県有施設の最適化に取り組んでいく。

(3) 歳入確保への取組

県税収入の確保及び収入未済額の縮減に向けて、数値目標を設定し、進行管理を行うとともに、滞納処分中心の滞納整理により徴収強化を図るなど、税務行政の適正かつ効率的な運営に努めた。特に、県税収入未済額の8割以上を占めていた個人県民税については、静岡県個人住民税徴収対策本部会議による取組（数値目標や滞納整理強化月間の設定、県職員の市町への短期派遣、各財務事務所に設置した地区部会による地域毎の実情・課題に応じた対策の実施等）により、市町と連携した滞納対策を進めた。

また、納税しやすい環境の整備により収入率の向上を図るため、クレジットカード納付に加えて、スマートフォン決済アプリによる納付を実施するなど、納税者の利便性の向上を図った。

税外未収金対策については、税外収入債権管理調整会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、縮減目標や回収強化期間を設定して、全庁を挙げて未収金回収に取り組んだ。

県有財産の売却については、県有財産の売却計画（2018～2022）の売却計画額55億6,500万円に対して、3年度目（令和2年度）の売却実績額は18億7,200万円、累計での売却実績額は51億6,700万円、売却率は92.8パーセントとなった。

今後も、県税収入の確保に向けて適正かつ公平な課税に努め、数値目標を踏まえた進行管理などによる徴収強化や、納税者を取り巻く状況の変化に対応した納税環境整備などを進めるとともに、税外未収金の回収や県有財産の売却をより一層進めることにより、確実な歳入確保へ取り組んでいく。

(4) 地域が自立できる行政体制の整備

市町への権限移譲については、「ふじのくに権限移譲推進計画（第4期）」に基づく市町の意向を踏まえた権限移譲を進め、計画に基づくPDCAサイクルの構築により、権限移譲に関する市町の意向を丁寧に聞き取り、49法令の事務処理マニュアルの改善を行うなど、市町の事務執行の支援強化を図った。また、事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）について、市町から提案があった事務の移譲当初の目的や効果等を整理し、令和3年度に具体検討を行う法令及びその進め方について情報共有を図った。

行政経営研究会では、オンライン形式の会議を開催するなど方法・時期等を見直し、県・市町の共通課題の解決を図った。新たに「オフィス改革の推進」として、テレワークの導入等について検討したほか、既存の研究テーマにおいても、コロナ禍において発生した新たな課題に対して検討を進めた。今後も、アフターコロナを見据えて、より現場の課題解決に資するよう取り組んでいく。

このほか、地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進のため、関係市町とともに、過疎や半島等の条件不利地域の振興策を推進したほか、地域コミュニティ活動の活性化のため、市町等の取組に助成した。また、社会経済情勢の変化に即応した地域課題の解決への取組として、知事と市町長が意見交換を行う地域サミットや、県・市町の規制や制度の検証を行う“ふじのくに”規制改革会議を開催するなど、魅力ある地域づくりを進めるための取組を市町・民間等と連携して実施した。

(5) 開かれた県政等の推進

県施策の意思決定や事業実施等を記録する公文書を適正に管理するための取組を進めるとともに、情報提供の推進に関する要綱に基づく政策形成過程情報の公表やこれに対する県民の意見を募集するパブリック・コメントの実施、審議会等の会議録の公開、事務事業及び予算の執行実績並びに県が出資した法人の財務諸表等の公開、職員の出張旅費に係る情報の公表などの情報提供施策を推進した。また、歴史的公文書の公開に努めるとともに、新たな県史の編さんに取り組み、県史別編（人口史）を刊行した。

今後も、県政への県民の信頼性の向上と県民参画による施策の推進を図るため、公文書の適正な管理と公表すべき行政情報の公表を徹底し、透明性の高い情報公開制度の運用を図る。

令和 2 年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 「命」を守る安全な地域づくり

<防災・減災対策の強化>

想定される巨大地震による建築物等の倒壊から県民の生命と財産を守るため、「静岡県耐震改修促進計画」に基づき、プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化等を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、県民だよりや市町広報紙等により、耐震化の必要性と支援制度を周知するとともに、市町と連携したダイレクトメールの発送と戸別訪問などにより、高齢者世帯等を中心に啓発活動を実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、重要性が高まった地震発生後の在宅避難を可能とする耐震補強への助成額の割増しを実施し、その普及を図ったものの、令和2年度の耐震補強助成実績は730戸と、令和元年度の実績779戸を下回った。一方、耐震性が不足している住宅の建替えを促進する建替助成事業の実績は122戸と、令和元年度と同程度であった。

ブロック塀等の安全対策については、平成30年6月の大阪府北部の地震でのブロック塀等の倒壊被害を踏まえて強化した助成制度の周知を継続した結果、ブロック塀等撤去・改善事業の助成実績は、令和元年度の9割強、制度強化前の平成29年度比では4倍を超える活用があった。

「住宅の耐震化率」は89.3%（平成30年）であるため、目標の95%に向けて更なる取組を進めるとともに、多数の者が利用する特定建築物の耐震化等を引き続き推進していく。

<安全な生活と交通の確保>

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」、「第4次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」及び「静岡県再

犯防止推進計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を図る施策を実施した。この結果、令和2年における刑法犯認知件数は15,370件となり、令和3年の目標である20,000件以下を、平成30年から3年連続で達成した。

また、犯罪被害者を支援するため、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、「静岡県性暴力被害者支援センター SORA」の運営では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談の増加や孤立する被害者に対応するため、インターネット相談を開始するなど、支援体制の充実に取り組んだ。

交通事故防止対策については、「第10次静岡県交通安全計画」で定めた「令和2年末までに交通人身事故発生件数30,000件以下、交通事故死者数100人以下」の目標達成に向けて、関係機関・団体等と連携して「あなたが主役の交通安全県民運動」等を実施した結果、令和2年における交通人身事故発生件数は20,667件と前年に比べ4,435件減少したが、死者数は高齢者死者数の増加により108人と前年に比べ7人増加し、「交通事故死者数を100人以下とする」目標を達成することはできなかった。

今後は、本年6月に定めた「第11次静岡県交通安全計画」における「令和7年末までに交通事故死者数80人以下、人身事故発生件数15,000件以下」の目標達成に向けて、高齢者事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に推進していく。

安全な消費生活を確保するため、「第3次静岡県消費者行政推進基本計画」及び「第2次静岡県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談、事業者指導により、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな手口の消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、今後も警察や市町と連携し、不当取引行為防止に向けた効果的な事業者指導を実施していく。併せて、消費生活相談窓口の機能強化等による高齢者の見守り体制の強化や、成年年齢の引き下げに伴う若年層の消費者被害を未然に防ぐ消費者教育の充実に努める。

(2) 誰もが活躍できる社会の実現

<活躍しやすい環境の整備と働き方改革>

誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを推進するため、「第2次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、「静岡県男女共同参画センター あざれあ」を拠点として県内各地で施策を推進

した。

第2次基本計画の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度から開始する「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を策定した。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、困難を抱える県内の女性を「笑顔になるまで寄り添いたい」のメッセージの下、県庁一丸となって支援する取組を推進するとともに、相談の増加等に対応するため、従来の電話相談に加え、インターネットを活用した女性相談窓口を令和2年12月に開設した。

今後も市町、「しずおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

地域における多様な主体による協働の推進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たすNPOの基盤強化や、NPO等の活動を支援する市民活動センターの機能強化に取り組んだ。

今後は、市民活動センターの中間支援機能を強化するため、引き続きセンターのスキルアップにつながる継続的な支援を行っていく。また、市民活動センターの設置が進んでいない伊豆地域においては、令和元年9月に発足した伊豆地域市民活動ネットワークの会員間での交流、協働を促進する取組を行っていく。

< 誰もが理解し合える共生社会の実現 >

外国人県民と日本人県民とが異なる文化や生活習慣についての相互理解を深め、外国人県民も安心して生活を送り、活躍できる環境を整備するため、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に基づき、多文化共生意識普及のための出前講座の実施、外国人県民への多言語及び「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」の運営により、外国人県民からの生活上の相談に多言語で対応している。また、新型コロナウイルス感染症対策として、外国人県民からの相談に、24時間、多言語で対応する新型コロナウイルス多言語相談ホットラインを設置した。

多文化共生推進本部プロジェクトチームでは、部局横断的な課題に、柔軟で迅速に取り組む体制により、多文化共生施策の強化、充実に努めた。さらに、プロジェクトチームでは、共通テーマとして「言葉の壁のない静岡県」を掲げ、「やさしい日本語」の普及に加え、「静岡県地域日本語教育推進方針」に基づき、日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地域における日本語教

育を総合的に推進する体制の構築を進めている。

今後も、「やさしい日本語」の普及活用及び地域日本語教育体制の構築を併せて推進するとともに、外国人県民も日本人県民と等しく必要な情報が得られるよう、令和3年2月に県が定めた「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」を着実に運用することにより、「言葉の壁」の解消を図る。

多様な性のあり方への無理解や偏見による差別を解消し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、シンポジウムや講座の開催、ホームページによる情報提供等を通じて、県民理解の促進を図るとともに、県職員等が、性の多様性の理解を深め、業務において適切に行動するためのガイドブックを作成した。

今後も、性的マイノリティが抱える生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消していくため、性の多様性についての一層の県民理解の促進と、困難を抱える人への支援に取り組んでいく。

住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、「第5次ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」に基づき、ユニバーサルデザインの理念普及や県民の理解向上に努めた。

引き続き、「心のUDプラス実践講座」などの講座実施及び情報発信により、困っている人を見かけた際に行動できる「心のUDプラス」の視点を一層の重点として展開していく。

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や差別的対応など、人権が脅かされる事例が問題となったことを受け、『静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷」アクション』を取りまとめ、令和3年度も庁内関係課により継続して取り組んでいく。

(3) 多彩なライフスタイルの提案

<魅力的なライフスタイルの創出>

ふじのくにならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境の整備による豊かな暮らし空間創生事業を実施した。空き家対策として、所有者等の多様な相談ニーズに対応するため、市町や民間団体と連携し、県内12か所でワンストップ相談会を開催したほか、県外居住者向けにオンライン相談会を開催した。今後も一層の住生活水準の向上を図るとともに、良質な住宅ストックの形成に向けて、豊かさを実現できる魅力的な住まいづくりを推進していく。

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに働き方や暮らし方が見直され、テレワークの実施や在宅時間の増加などにより、人々の住まいに対する価値観が大きく変わりつつあることから、テレワーク対応リフォーム補助制度を創設し、新しい生活様式への対応を支援した。

併せて、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、「県営住宅再生計画」に基づき、建替え、居住改善等により整備を進めており、令和2年度は、51戸の建替事業に着手した。特に少子高齢化の進展等を踏まえ、引き続き子育て世帯や高齢者、障害者を含む住宅困窮者に公営住宅を的確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、効率的な管理運営に努めていく。

本県ならではの花と緑が映える暮らしの空間を創出するため、「静岡県緑化推進計画」に基づき、豊かな暮らし空間を創る緑化活動の促進に取り組んだ。

今後も、地域緑化の担い手である緑化ボランティアグループ等の活動支援や、緑化コーディネーターの育成・活用、園庭・校庭の芝生化の推進を更に進めるため、(公財)静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て実施する環境緑化事業を支援していくとともに、静岡県芝草研究所での芝生の研究調査と普及啓発を進め、適切に管理された芝生地拡大に取り組んでいく。

移住・定住を促進するため、東京及び静岡で運営している「“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター」で相談業務を行ったほか、オンライン移住相談会の開催、ホームページや動画等を活用した情報発信、「移住・就業支援金制度」のPR等に取り組んだ。

このような取組の結果、令和2年度は、移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数が1,398人、移住相談件数が11,604件と、いずれも過去最高となった。

今後も、SNSを活用した情報発信やオンラインを活用した相談対応など、移住希望者のニーズに合わせた取組を強化していく。

<持続可能な社会の形成>

改定版「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」(緩和策)に基づき、県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ」や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施するとともに、「静岡県の気候変動影響と適応取

組方針」(適応策)に基づき、普及啓発や県気候変動適応センターによる情報提供等を実施した。

今後も 2050 年までの脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス排出削減策の推進による地球温暖化の進行の「緩和」と、気候変動による影響の回避や軽減を図る「適応」を、車の両輪として、様々な分野にわたり気候変動対策に取り組んでいく。

持続可能な社会の構築に向け、環境教育・環境学習を推進するため、環境学習に関する情報の発信等学習機会の確保、環境教育・環境学習に取り組む各主体の協働の促進に取り組んだ。

引き続き、県内の企業、NPO、行政等多様な主体からなる「環境教育ネットワーク」を活かし、持続可能な社会の構築に参画できる人づくりに取り組む。

「第3次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で3Rを推進するため、地球規模での海洋汚染が懸念される海洋プラスチックごみの防止を目指す「6R県民運動」をはじめとしたごみの発生抑制等に取り組んだほか、産業廃棄物の適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、PCB廃棄物の処理促進等を実施した。

目標達成には一層の取組が必要であるため、引き続き、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に取り組んでいく。

不法投棄対策では、行政機関の監視・パトロールに加え、県内の民間団体と締結する「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を活用した“監視の目”を増やす取組を推進している。

引き続き、不法投棄の撲滅に向けた、未然防止や早期発見対策に取り組む、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指す県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、再生可能エネルギー発電施設の建設をはじめとする開発事業によって、本県の豊かな自然環境や生活環境等が損なわれないことがないよう、事業者に対し適切な環境影響評価の実施等についての指導等を行った。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度による環境保全等に取り組んでいく。

健全な水循環の確保と継承に向けて、天候や河川の流況に応じた早期の節水対策による水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等の給水制限に至る状況を回避した。

今後も、関係者間の調整による水資源の確保や、水道事業者間の広域的な連携を推進し、水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

リニア中央新幹線の工事については、国土交通省が設置した「リニア中央新幹線静岡工区有識者会議」において、JR東海に対して適切な指導が行われるよう求める意見書を鉄道局長宛に提出するなど、大井川の貴重な水資源と世界が認める南アルプスの豊かな自然環境が失われることにならないよう取り組んだ。

今後は、有識者会議での議論を踏まえ、県民の懸念・不安を解消するため、引き続きJR東海との対話を進めていく。

(4) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

<文化芸術の振興>

富士山を適切に保存管理し、後世へ継承するため、「富士山憲章」に基づき、富士山の環境保全対策に取り組んだ。

環境負荷の軽減に向けては、新型コロナウイルス感染症の拡大に配慮したうえで、清掃活動や環境保全活動に対する助成等を実施した。

また、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図るとともに、外来植物の除去や侵入防止対策を実施した。

今後も、県民・企業・NPO等との協働による環境保全活動を通じ、富士山への関心と理解を高めていく。

<美しい景観の創造と自然との共生>

平成29年度に策定した県内における生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図るため、生物多様性に関するシンポジウムを開催するとともに、市町を対象とした会議を開催した。

また、外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」において、的確な進捗管理を行った。

生態系を保全・再生・創出する取組を推進するため、里地・里山の生物多様性の魅力を再発見するとともに、保全活動の活性化を図るためのモデ

ル事業を実施し、その成果を広く県民に普及することにより、保全活動への参加を促進する仕組みを構築し、豊かな生物多様性に恵まれた里地・里山の保全を図った。

また、県内における生物多様性の次世代への継承に向け、「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づく野生動物の保護管理のほか、南アルプスの高山植物の保全に取り組んだ。

生息数の著しい増加により、植生の劣化など生態系に深刻な影響を与えているニホンジカについては、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、個体数の調整に取り組み約7千頭を削減した。

今後もニホンジカの個体数を適正な生息頭数とするため、計画に基づいた捕獲を推進していく。

県民の自然とのふれあいの推進について、新型コロナウイルス感染症への対策として、県立森林公園の屋外手洗いの設置や、森づくり活動における感染症対策をまとめたリーフレットを配布するなど、安全・安心な新しい「森づくり」「自然とのふれあい」の普及に取り組んだ。

今後、コロナ禍で生じた屋外活動への新たなニーズも含め、より多くの県民に自然とふれあう機会を提供するため、自然ふれあい施設の計画的な整備や、多様な層の森づくり活動への参加促進などに取り組んでいく。

令和 2 年度主要施策成果説明書

スポーツ・文化観光部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

- (1) すべての人々が能力を発揮して活躍できる環境を整備するため、「総合教育会議」等を運営したほか、人づくりの推進、私立学校における魅力ある学校づくりの支援、魅力ある高等教育・学術の振興を図る施策を展開した。
- (2) 国内外との活発な交流の中で、本県の魅力を幅広く発信し、世界の人々が憧れる地域づくりを進めるため、文化の振興や富士山に関する総合的な取組に加え、観光交流、スポーツ交流、富士山静岡空港の利活用など、交流人口の拡大に向けた施策を展開した。
- (3) 障害に対する理解と相互交流の促進のため、障害者スポーツと文化芸術活動の振興を図る施策を展開した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

ア 安心して出産・子育てができる環境づくり

私立幼稚園等の園児数は、少子化の進行により、昭和 53 年度の 60,058 人をピークに、令和 2 年度には 23,796 人まで減少している。しかしながら、幼児期の教育は、これからの社会を支える人材の育成はもとより、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実が必要不可欠である。

このため、私立幼稚園の自主性や独自性を活かして実施した教員の資質向上や幼小連携の促進に向けた取組を支援したほか、私立幼稚園における人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対する助成を実施した。

引き続き、幼児教育の充実を図るとともに地域における子育て機能を支援していく。

イ 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

地域ぐるみ、社会総がかりの教育の推進のため、「総合教育会議」を開催し、知事と教育委員会が本県教育の課題等について協議した。各回の会議に先立ち、知事が幅広い分野の有識者から意見を聞くために本県独自の取組として設置した「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」を開催するとともに、実践委員会の施策提案機能の強化を図るために令和 2 年度に設置した「才徳兼備の人づくり小委員会」を開催し、実践

委員会へ「新しい時代に対応した「高等学校教育の在り方」に関する報告」を提出した。

また、平成30年3月に策定した「県教育振興基本計画」の進捗状況を評価し、課題及びそれらに対して取り組むべき施策を「総括的評価」として取りまとめ、関係部局において認識の共有を図った。

今後も、教育委員会等関係部局と連携し、総合教育会議での合意事項等の具体化や、県教育振興基本計画に基づく取組を推進していく。

県民自らが行う人づくりの実践活動を促進するため、市町等を通じて、人づくり推進員が子育て、人づくりに係る助言等を行う人づくり地域懇談会の開催を働き掛けたほか、人づくり推進員のための研修や人づくりの推進に係る広報を行った。

引き続き、人づくり推進員が「有徳の人」づくりの周知及び啓発の担い手としての役割を高められるよう、その活動を支援する。

令和2年度の私立高校の生徒数は31,265人で、本県の高校生の33.0%を占めるなど、私立学校は公教育の一端を担っており、私立学校の自主性、独自性を生かし、生徒や保護者、地域から信頼される魅力ある学校づくりを促す必要がある。

このため、教育条件の維持、向上が図られるよう、国際交流の推進や体験学習の実施、社会人・補助教育の活用などの特色ある取組を実施する学校を支援している。

また、私立学校におけるいじめ、不登校等の対策強化のため、スクールカウンセラーの配置等の取組に対する助成を実施した結果、スクールカウンセラー配置校比率は、令和元年度の93.0%から令和2年度は97.6%に増加している。

今後も、私立学校が県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、特色ある取組を実施している学校を支援していく。

(2) 誰もが活躍できる社会の実現

ア 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

社会人の学び直しであるリカレント教育の趣旨や意義を産業界・大学関係者に普及啓発するとともに、教育プログラムの提供体制を構築するため、県民及び企業を対象にニーズ調査を行った。

今後は、産学官による検討会議を設置し、高等教育機関等を活用したりリカレント教育の必要性と具体的な教育プログラムを検討していく。

イ 次代を担うグローバル人材の育成

日本人学生の海外留学を推進するため、「ふじのくに海外留学応援フェア」のオンラインでの開催や、文部科学省・日本学生支援機構「トビタテ！留学 JAPAN」制度を活用した産学官連携による支援に取り組んだ。また、外国人留学生の受入れを促進するため、インドネシアの高校生に対し、オンラインで県内高等教育機関等における優れた研究や本県の魅力を紹介するなど、将来の本県への留学意識の醸成を図った。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国の規制状況を踏まえつつ、日本人学生の海外留学及び外国人留学生の受入れを促進する取組を進めていく。

子供たちが自らの能力を更に伸ばすきっかけの場として、県内の中学生を対象に、各界を代表する講師陣の講義等を提供する「未来を切り拓く Dream 授業」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて中止したが、令和3年度の取組につなげていくため、過去の参加者のフォローアップ調査を実施した。

今後も、子供たちの優れた能力を更に伸ばす取組を進め、国内外で活躍できる人材を育成していく。

静岡県立大学及び静岡文化芸術大学は、地域に立脚した大学として、本県の学術の向上や地域社会の発展に積極的に寄与し、県民に支持され続ける大学となることが期待されている。

両大学の自律的・効率的な大学運営を支援するため、公立大学法人の業務実績の評価を行うとともに、それぞれの強みを活かした質の高い教育・研究活動を展開していくため、財政支援を行っている。

今後も、両大学の魅力を高め、地域に貢献できる人材を育成していく。

高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元については、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの支援を通じ、大学間及び大学・地域の連携強化に取り組むことで、高等教育機能の充実と大学の教育研究成果の地域への積極的な還元を図った。

今後も、地域で活躍できる人材を育成するため、同コンソーシアムへの支援を通じて大学間及び大学・地域との連携を推進し、教育連携や共同研究等の取組の充実を図っていく。

(3) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

ア スポーツの聖地づくり

一 昨年ラグビーワールドカップ 2019 に引き続き、東京 2020 オリンピ

ック・パラリンピックを本県のスポーツ振興の絶好の機会と捉え、国内外との交流の拡大に取り組むとともに、スポーツ活動の参画促進やアスリートの育成支援などを通じて、スポーツの聖地づくりを推進している。

ラグビー聖地化の実現に向け、関係者が一体となって取り組むことを目的とした検討会を設置し、聖地化の方向性やアクションプランを取りまとめた。また、大規模スポーツ大会や合宿の誘致を実現し、エコパスタジアムのラグビーの聖地化を進めていくため、小笠山総合運動公園の芝生広場にラグビーポールを設置し、同時に5面使用できる環境を整備した。

また、小学生親子ペアを対象としたトップチームの観戦勸奨、ラグビー教育の推進、伝承本の制作、モニュメント設置等を実施し、ラグビーが大切にする5つの精神（品位、情熱、結束、規律、尊重）を次世代に継承するようラグビー文化の醸成を図った。

「サイクルスポーツの聖地」の実現に向け、平成30年度に策定した「静岡県自転車活用推進計画」を円滑かつ着実に進めるため、本県のサイクルスポーツ振興に取り組む関係者で構成される「サイクルスポーツの聖地創造会議」の助言を受けながら、計画に掲げた施策・措置の実践結果の会議へのフィードバックや定期的なモニタリングを実施した。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催効果を継続させるため、競技団体や施設所有者等の関係者で組織したレガシー推進委員会で検討された方針に基づき、日本サイクルスポーツセンターについて、強化・育成拠点としての地位確立や大会等の開催を目指すなど、サイクルスポーツのレガシー創出に向けて取り組んだ。

1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の本県開催の成功に向け、大会時の都市活動や住民生活への影響を最小化するよう、輸送・セキュリティ対策などの準備のほか、三密回避など「新しい生活様式」を取り入れた機運の再醸成に取り組んだ。また、来訪者が安全・快適に大会を楽しめるよう、都市ボランティアの研修を行った。さらに、聖火リレーについては、実行委員会を設置し、ルート選定やランナー選考などの準備を進めた。事前キャンプ誘致については、受入マニュアルの作成支援等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで海外選手団の受入れに向け、準備を進めた。

本県では、国民体育大会における総合成績8位以内を目標に掲げ、各競技団体に対して強化合宿・県外遠征等に対する助成を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で国民体育大会は延期となった。

また、各競技団体においても強化合宿・県外遠征等が中止となるなど強化活動は停滞した。

このため、引き続き、国体男女総合成績での貢献が期待できる団体種目の強化やジュニア世代の発掘・育成・強化に力を入れるとともに、コロナ禍において、強化活動を効果的に実施するため、ICTを活用したリモート指導や戦術分析等の取組を支援していく。

イ 文化芸術の振興

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムを推進するため、静岡県文化プログラム推進委員会が企画し、本県ならではの文化資源を活用する「県域プログラム」の実施及び準備を行ったほか、本県の文化資源の掘り起こし等を目的に、「祝祭プログラム」及び「文化の力活用プログラム」として26件のプログラムを採択し、アートマネジメント等の経験のあるプログラムコーディネーターによる支援活動等を実施した。

また、地域資源の活用や社会課題への対応を図る創造的な取組を支援する地域密着プログラムを中心に、さらに継承・発展させるため、「アーツカウンシルしずおか」を静岡県文化財団内に設置した。

県民が文化芸術に触れる機会の拡充については、次代を担う子どもたちに本物の文化芸術に触れる機会を提供する「ふじのくに子ども芸術大学」や、広く県民に芸術作品の発表や鑑賞機会を提供する「ふじのくに芸術祭」等を開催し、多くの県民に参加していただくとともに、県立美術館の展覧会、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示や体験型講座、グランシップでの文化事業、SPACの舞台公演などを通じて、県民が文化に親しむ機会を提供した。

今後も、県立美術館を始め、グランシップ、市町文化施設等による文化芸術の鑑賞機会やふじのくに芸術祭での発表機会等の提供を行うとともに、子どもが文化と出会う機会を充実していくため、SPACの中高校生舞台芸術鑑賞事業に加え、県内プロオーケストラ等が学校やホール等で行うアウトリーチ事業の拡充を図る等、県民が文化を体験し、参加できる環境づくりを進めていく。

東静岡周辺地区は、東静岡駅南北が一体となり、多様な交流と賑わいを生み出す「文化とスポーツの殿堂」の形成に向けた取組を進めてきた。

静岡市と「県・市連絡調整会議」を設置し、南北公有地の活用に向けた協議、調整等を行うとともに、県立中央図書館の整備時等における東静岡駅南口の歩行者用通路の検討を実施した。

今後も、静岡市との連携を図りながら、南北公有地の相乗効果を生む利

活用について検討するなど、東静岡周辺地区の整備を進めていく。

世界遺産富士山については、日本国政府が、富士山の保全状況報告書を、令和2年11月27日にユネスコ世界遺産センターへ提出し、「現況は既存の規制手法で十分に対応できている」旨などを報告した。

また、富士登山における安全対策については、「新しい富士登山のあり方」検討会議を開催し、令和3年の開山に向けた富士登山における新型コロナウイルス感染症の感染防止策を検討し、「新しい富士登山マナー」、「山小屋コロナ対策ガイドライン」及び「富士山におけるコロナ感染防止対策」を取りまとめた。

引き続き、関係機関等と連携し、富士山の適切な保存管理を実施していく。また、富士山保全協力金を活用した富士登山者の安全対策や環境の保全、富士山の日運動の推進などにより、富士山の顕著な普遍的価値を後世へ確実に継承する取組を進めていく。

富士山の包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点施設である「富士山世界遺産センター」において、大宮・村山口登山道の位置や経路の特定を始めとした富士山に関する調査研究、富士山世界遺産セミナーの開催、企画展や常設展による情報発信など各事業を実施した。また、令和3年2月28日には、開館からの累計来館者数100万人を達成した。

(令和2年度の来館者数は、7万4,339人)

引き続き、基本コンセプトである「守る、伝える、交わる、究める」に基づく諸活動を展開していく。

韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、日本国政府が令和元年11月29日付けでユネスコ世界遺産センターへ提出した保全状況報告書の審査が令和2年6月からの第44回世界遺産委員会で審査される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年に延期された。

今後も、関係自治体等と連携し、資産の保存管理や世界遺産委員会の決議事項に適切に対応していく。

令和元年度に策定した「静岡県文化財保存活用大綱」を具現化するため、「文化財保存活用サポートセンター」を設置し、市町の地域計画作成の支援を行うとともに、「ふじのくに文化財保存・活用推進団体認定制度」の創設などの人材育成の取組や「しずおか文化財ナビ」の作成などの情報発信の取組を進めた。あわせて、県指定文化財の新規指定を行うとともに、所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理事業等に対し助成を行った。

また、ふじのくに文化財オータムフェアを実施し、市町や文化財所有者の協力を得ながら、県民が身近に文化財に触れられる機会を提供し、令和2年度は31万8,100人に参加いただいた。

さらに、「静岡県埋蔵文化財センター」において、国・県の開発事業に伴う発掘調査を実施するとともに文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、文化財の展示、講演会や体験学習などの学びの場を提供した。

今後とも関係市町や文化財所有者等と連携し、文化財の計画的な保存・活用に向けた取組を進めていく。

(4) 世界の人々との交流の拡大

ア 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

外国人延べ宿泊客数については、令和元年度までは、静岡ツーリズムビューロー（TSJ）による、ラグビーワールドカップ2019日本大会開催に伴うプロモーション等の取組により順調に推移していたが、令和2年の本県への外国人宿泊者数は延べ約26万7千人と、新型コロナウイルス感染症の影響で海外からの入国が制限されたことに伴い、前年比10.7%と平成19年の調査開始以来最低の数値となった。また国内においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月の本県の宿泊客数は延べ約30万7千人と、対前年比18.2%まで落ち込んだが、5月に「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」を策定、内容の浸透を図るとともに、6月以降、感染防止対策を実践する観光関係者等への支援を実施した上で、県民や近隣県の県民などを対象とした観光促進キャンペーン「今こそ！しずおか!!元気旅!!!」を順次展開し、延べ約11万件の利用があった。市町や観光関係団体等と連携し、感染防止対策を踏まえた上での需要回復に取り組んだことで、11月には、本県の宿泊客数を対前年比84.5%まで回復させるなど、大きな成果があった。今後も、本県独自の観光促進事業を展開することで、旅行需要を確実に取り込み、県内の観光産業を支援していく。

また、旅行形態の個人旅行へのシフトや、インターネット等が情報源の主流となっていることから、旅行者のニーズや属性を踏まえたマーケティングやデジタル技術の活用を一層進める必要がある。このため、宿泊事業者や観光事業者等が有しているデータを収集・蓄積し、旅行者への効果的な情報提供や、観光事業者による旅行商品の開発促進や効果的なプロモーション等に活用するための観光デジタル情報プラットフォームを構築し、動的データの収集をするとともに、開発した観光アプリの試行として、浜名湖周辺において顔認証決済実証事業を実施した。

駿河湾フェリー事業については、感染症の影響に伴う団体利用の減等により年間の輸送人員は約8万人、前年比61.7%となった。ただし、県の誘客促進事業と呼応し、半額キャンペーンなどの乗船促進策を実施することで、令和2年8月の乗船者数は、対前年比167%を達成した。また、船の魅力や利便性の向上を目指す経営改善戦略を策定し、3市3町と連携し、利活用促進に取り組むこととした。

今後も、「静岡県観光躍進基本計画」における「国際競争力の高い観光地域づくり」、「観光客の来訪の促進」及び「観光人材の育成と来訪者の受入環境の整備」の3つの基本方針に基づく施策を推進することで、持続的な観光地域づくりを進め、来訪者と地域住民、双方の「心の豊かさ」と「経済的な豊かさ」を実現していく。

イ 交流を支える交通ネットワークの充実

競争力の高い富士山静岡空港の実現に向け、国の訪日誘客支援空港の認定を活用したエアポートセールスや、富士山静岡空港利用促進協議会を通じた利用促進活動への助成、公共交通アクセスの確保に向けた取組等を実施し、令和元年度の利用者数は、過去最高となる約73.8万人を記録したが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により欠航や運休が相次いだ。

こうした厳しい状況において、航空路線の早期再開、維持・安定化に向け、航空会社に対する運航支援や新しい生活様式に対応した開放型・分散型のツーリズムの推奨により、旅行需要の喚起を図った。また、空港アクセスバス及び乗合タクシーの運行による交通アクセスの確保や乗合タクシーへのキャッシュレス決済の導入、空港MaaSの推進を行い、空港の利便性の向上に取り組んだところ、令和2年度の利用者数は約11.7万人であった。

今後も、ウィズコロナ期における航空需要の回復・多様な交流の促進に向け、ビジネス、個人・小グループ、団体といったターゲットに応じた利用促進やSNS等を活用した情報発信、多様な旅行形態に対応した旅行商品づくりの働きかけなど、新しい生活様式等に対応したイン・アウト双方の旅行需要の喚起や、教育旅行による利用拡大等を図っていく。

令和元年度から公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制に移行したことに伴い、運営権者に対してモニタリングを実施し、適切に事業を実施していることを確認した。

また、空港の安全運用を図るため、滑走路端安全区域（RESA）の確保に向けた調査、設計等を実施した。

加えて、空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進するため、ゾーニングや土地利用イメージを「富士山静岡空港西側県有地利活用方針」として取りまとめて公表した。また、空港及び空港周辺の更なる発展につなげるため、空港旅客ターミナルビルに山梨県との協働施設「ふじのくに 空のしおり -3776-」を整備した。

さらに、空港周辺の生活・自然環境の保全対策を適切に行うとともに、空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進のため地元市町が実施する空港周辺の賑わいを創出する取組等を支援した。

(5) 安心して暮らせる医療・福祉の充実

ア 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

スポーツ活動を通じて、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害者スポーツ応援隊による普及啓発や競技会の開催等に加え、パラリンピック競技を中心とした障害者スポーツの体験機会の拡大を図る取組を実施した。引き続き、障害のある人がスポーツに親しむ機会の提供を支援し、障害者スポーツの裾野拡大に取り組んでいく。

障害のある人の文化芸術活動やその支援者等を支援するため、平成 30 年度に開設した県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営のほか、企業等が障害のある人の作品を有償で借り受け、レンタル料の一部を作者に還元するモデル事業「まちじゅうアート」に取り組んだ。今後も、文化芸術活動の振興を通じて障害のある人の社会参加の促進を図っていく。

令和2年度主要施策成果説明書

健康福祉部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

健康福祉部では、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療提供体制の確保をはじめ、医療機関や社会福祉施設等における感染拡大防止のための施設・設備の整備や、感染症の影響により生活に困窮した人への支援などの取組を進めてきた。

また、「県民の『幸福』と『安らぎ』を築くため、安定した生活を支える健康福祉を実現」を基本理念とし、静岡県の新ビジョンに基づく「安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸」、「地域で支え合う長寿社会づくり」、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」、「健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現」、「安心して出産・子育てができる環境づくり」、「すべての子どもが大切にされる社会づくり」、「安全・安心な生活を支える危機管理」の7つの柱による諸施策を推進した。

ア 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸

県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要なときに、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠である。

このため、医療人材を確保し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図る。

また、健康寿命の更なる延伸を図るため、社会健康医学の研究成果を活用した科学的知見に基づく健康施策の推進に県民総ぐるみで取り組む。

イ 地域で支え合う長寿社会づくり

高齢化の進行とともに、認知症の人や、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯が増加し、医療や介護、生活支援に対する需要の増大・多様化が見込まれる中、人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、福祉施設を中心とした感染防止対策の徹底と感染者発生後の支援体制の構築が急務となった。

このため、在宅医療と介護の連携や認知症施策の強化、地域での生活を支える仕組みの充実により、地域包括ケアシステムを推進し、地域で支え合う長寿社会づくりに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設・設備の整備や施設の継続的な運営支援を進める。

ウ 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

障害を理由に分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、

住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる共生社会の実現が望まれている。

このため、障害のある人や障害に対する正しい理解の県民への浸透を図るとともに、障害の特性に応じたきめ細かな支援体制を強化し、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

エ 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

誰もが健全で幸せに暮らせる社会を実現するためには、支援を必要としている人が安心な生活を取り戻せる社会的援助の仕組みが必要である。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から収入が減少し、生活困窮に陥る人が見込まれることから、緊急的な支援の対応が求められる。

このため、経済的に困窮している世帯の生活基盤の崩壊を防ぐ相談体制の充実や自立に向けた支援の強化、新型コロナウイルス感染症の影響に特化した生活福祉資金の緊急支援に取り組みとともに、心の問題を抱えた人が自殺に追い込まれることがないように、多様な主体が連携して支援するなど、希望や自立につなぐセーフティネットの整備を進める。

オ 安心して出産・子育てができる環境づくり

若い世代が結婚して家庭を持つことに憧れを抱き、子どもを生みたいと希望する県民がその願いをかなえられるようにするためには、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が不可欠である。

このため、「子育ては尊い仕事」を基本理念とし、社会全体で子育てを応援する意識の向上を図るとともに、保育サービス・幼児教育の充実、子どもや母親の健康の保持・増進により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、安心して出産・子育てができる環境を整備する。

カ すべての子どもが大切にされる社会づくり

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、時には生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たず、また、子どもの貧困が社会問題化するなど、支援を必要とする子どもが増加している。

このため、関係機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、社会的養育や特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちに向けた支援や、子どもの貧困対策を充実させ、すべての子どもが大切にされる社会づくりを進める。

キ 安全・安心な生活を支える危機管理

地域社会から健康被害などをなくし、安全で安心できる暮らしを確保することは、県民共通の願いである。

このため、食の安全性の向上、医薬品や生活衛生の安全確保、若者を中心とした薬物乱用の防止などの健康危機対策を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するための医療提供体制を確保するとともに、昨今増加している自然災害等に対処するため、医療体制の整備や災害後の県民生活の支援体制の確保を進める。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸	
(静岡県保健医療計画)	(静岡県医療費適正化計画)
(静岡県がん対策推進計画)	(静岡県肝炎対策推進計画)
(静岡県感染症・結核予防計画)	(ふじのくに健康増進計画)
(ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン)	(ふじのくに食育推進計画)
(静岡県歯科保健計画)	

(主要な事業の実績)

(1) 医師確保対策の推進

平成 22 年度に設置した「ふじのくに地域医療支援センター」や平成 26 年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」により、全国で最大規模の医学修学研修資金を貸与しているほか、県内外 9 大学に全国最多の 62 枠の地域枠（令和 3 年度入試）を設定するなど、医師の確保及び地域偏在の解消に取り組んでいる。

医学修学研修資金制度については、令和 2 年度末までの利用者の累計が 1,300 人を超え、このうち、県内での勤務者が前年から 56 人増の 578 人となるなど、取組の成果が着実に現れている。

その他、医学修学研修資金利用者に対して、県内勤務の意識醸成を図る目的で県内医療関係者との意見交換会を開催するほか、ふじのくにバーチャルメディカルカレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成や複数の病院が連携して魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の促進などに取り組んでいる。

また、女性医師の活躍を目的として「ふじのくに女性医師支援センター」を設置し、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、県内女性医師支援の推進を図っている。

さらに、令和 2 年度には高齢医師等の活躍促進を目的として、県医師会と連携して県内での就業を希望する医師と県内各病院とをつなぐ「静岡県ドクターバンク」事業を開始した。このほか、浜松医科大学や県病院協会、その他関係団体とも連携を図りながら、医師の確保とその定着のための施策を推進している。

(2) 看護職員確保対策の推進

高齢化や疾病構造の変化に伴う訪問看護、高度専門医療に加え新型コロナウイルス感染症への対応など、医療需要の増大や多様化により看護師不足が継続している中、公益社団法人静岡県看護協会（ナースセンター）等の関係機関との連携を図りながら、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

養成施設の運営支援による養成力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、勤務環境改善計画策定病院への支援による離職防止、ナースセンターによるきめ細かな再就業支援、特定行為研修等

の支援による看護の質の向上に重点的に取り組んだ。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、未就業看護師の就業促進のため、復職を依頼する広報や復職研修を実施したほか、遠隔授業や医療機関での臨地実習に代えて学内演習を行う看護師養成所等への支援に集中的に取り組んだ。

(3) 救急医療に係る体制の整備

救急医療施設を、初期、第2次及び第3次救急医療施設として体系化し、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、患者のニーズに合わせた救急医療体制を整備することで、休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な救急医療活動を実施している。

緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対する医療を迅速に提供するため、2機体制で全県をカバーするドクターヘリの運航を支援したほか、令和2年度には、ドクターヘリを安全かつ安定的に運航する目的で、天候等の影響を受けずに、確実かつ効率的に点検を行う格納庫等の整備について、平成28年度の東部ドクターヘリに続き、西部ドクターヘリを運航している病院への支援を実施した。

(4) 在宅医療提供体制の整備の取組

団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年には、高齢化の著しい進行により在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれることから、在宅医療の提供体制を確保するため、地域において訪問診療を実施する診療所や、在宅患者の急変時対応などの後方支援機能を担う有床診療所の施設・設備整備等を支援した。

また、訪問看護出向研修支援事業により、病院と訪問看護ステーションの連携を強化するなど、総合的な在宅医療提供体制の整備を実施した。

(5) がん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び第3次静岡県がん対策推進計画（平成30年3月策定）に基づき、がんとその予防に関する理解促進のための啓発活動、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、AYA（Adolescent and Young Adult；思春期及び若年成人）世代のがん患者の支援、がん教育の推進等、医療機関・教育機関等の関係団体と協働し、総合的ながん対策の推進を図った。

(6) 難病対策の推進

神経系疾患、膠原病、消化管疾患等の専門分野における、複数の保健医療圏にかかる早期診断・早期治療推進のための拠点となる病院として、神経系疾患群に関する難病医療に実績のある医療機関3病院（静岡医療センター、富士市立中央病院、静岡てんかん・神経医療センター）を神経系疾患群の分野別拠点病院として令和2年7月に新規指定した。

(7) 国民健康保険の運営

国民健康保険の制度改革により、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として静岡県国民健康保険事業特別会計を設置し、市町とともに安定的な財政運営を行っている。

また、運営の基本的な考え方をまとめた静岡県国民健康保険運営方針に基づき、市町の収納率の向上や医療費の適正化などの取組を進めるとともに、令和2年度は、令和3年度から3か年の次期運営方針を策定した。

さらに、保険者努力支援制度等を活用して、市町の保健事業の支援等の取組を行った。

(8) 健康長寿日本一に向けた取組

第3次ふじのくに健康増進計画に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究（特定健診データ分析等）、⑤重症化予防対策を柱とする健康長寿プロジェクトの推進や民間企業との協働により、働き盛り世代の生活習慣改善プログラムの検討、しずおか健幸惣菜の普及に取り組んだ。

また、静岡県受動喫煙防止条例（平成31年4月1日全面施行）に基づいた、飲食店における標識掲示を推進するなど、望まない受動喫煙を防ぐ環境整備に取り組んだ。

(9) 社会健康医学の推進

令和3年4月の静岡社会健康医学大学院大学開学に向け、運営する公立大学法人の設立や、学生募集、入学試験、施設改修等を着実に進めるとともに、社会健康医学研究を県立総合病院リサーチサポートセンターに委託して実施した。また、社会健康医学の普及と啓発、開学を記念した、シンポジウムを開催した。

(評価及び課題)

地域の医療提供体制については、静岡県保健医療計画等に基づき整備を進めてきており、計画等の目標を達成するため、地域における医療連携体制の強化や医療従事者の確保を推進するとともに、静岡県医療審議会や静岡県医療対策協議会を開催するなど、医療の提供者や受療者等をはじめとする幅広い関係者との協議のもと、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、実効性のある具体的な施策を進めていく。

令和2年度に予定していた第8次静岡県保健医療計画の中間見直しは、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅医療等の分野を除き令和3年度に延期したことから、新型コロナウイルス感染症以外の新興・再興感染症が発生することを見据え、必要な感染症対策について中間見直しでの追加を予定している。

医師確保は本県の喫緊の課題との認識の下、各種取組を進めており、国の調査によれば、本県の平成30年12月末の医師数は7,690人と、平成28年12月末時点と比べて286人増加している。医師数の全国順位は平成28年と同じく11位であるが、増加数286人は本県の医学修学研修資金貸与開始（平成19年度）以降、最多である。また、人口10万人当たり医師数は、平成30年12月末で210.2人であり、平成28年12月末時点（200.8人）と比べて9.4人（4.7%）増加し、全国の増加率（2.7%）を上回った。全国順位は平成28年と同じ40位であるものの、39位（神奈川県）との差は前回の4.6人から2.2人に縮小している。

しかしながら、国が新たに示した医師偏在指標においても、本県は全国 39 位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として医師不足の状況にある。

このため、今年度も医学修学研修資金の活用のほか、教育委員会との連携の下、高校生を対象として医学部合格者や若手医師による講演会等を開催し医師となる動機付けを図るなど、引き続き医師の増加と県内への定着促進、地域偏在の解消に取り組んでいく。

看護師確保対策については、養成力強化、離職防止・定着促進、再就業支援、看護の質の向上の 4 つの柱に沿った施策を推進しており、国の調査によれば、平成 30 年 12 月末時点の人口 10 万人当たり看護職員数は、1,028.4 人と平成 28 年 12 月末時点と比べて 51.6 人（5.3%）増加し、全国の増加率（4.3%）を上回った。

また、平成 31 年 4 月に設置した県立看護専門学校助産師養成課程については、これまでに 18 人が国家試験に合格し、県内で就業した。

高齢化や疾病構造の変化等に伴う訪問看護や高度専門医療、新型コロナウイルス感染症への対応など、看護職員の需要が増大する一方で、厳しい勤務環境等を理由に離職する者もあり、県内は慢性的な不足状態にある。

また、国が令和元年 10 月に公表した 2025 年の看護職員需給推計では、看護職員の不足が見込まれていることから、引き続き、養成施設の運営支援による養成力強化、看護職員修学資金の活用による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援、感染症に対応する看護師の養成等による看護の質の向上の 4 つの柱に沿った施策を推進し、着実な看護師確保、定着につなげていく。

救急医療提供体制の整備については、県内 11 か所の救命救急センターの運営を支援し、安定した救急医療を提供しているほか、全国に先駆けて 2 機体制の運航を実現しているドクターヘリについて、令和 2 年度は 2 機合計の出動回数が年間 1,261 回となるなど、県内の救急医療やへき地医療に大きな効果を発揮している。

在宅医療提供体制の整備については、在宅医療に特化する診療所の増加などにより、訪問診療を受けた患者数は年々増加しているが、人材確保等が課題となり、訪問診療を実施できない医療機関が多いと考えられる。高齢化の進行に伴い、在宅医療等の必要量は増加することから、更なる参入を促すよう訪問診療を実施する診療所への支援や人材育成に取り組んでいく。

がん対策については、平成 30 年 3 月に策定した第 3 次静岡県がん対策推進計画に基づき、今後も引き続き、成人の喫煙率の減少、がん検診受診率及び精度管理の向上、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、がん教育の推進、小児・AYA 世代の生殖機能温存費用支援などに取り組み、がんを患っても安心して生活が続けることができる地域づくりに努める。

難病対策については、令和 2 年 7 月に神経系疾患群に関する難病医療に実績のある医療機関 3 病院を新規指定しており、今後は消化管系、循環器系の分野においても順次検討を進めながら、難病医療提供体制の構築を図り、難病患者の早期診断・早期治療や紹介等を充実させていく。

国民健康保険については、少子高齢化や就業構造の変化等により高齢者と低所得者の増加が進み、一人当たり医療費が増加する一方で保険料（税）収入は伸び悩むという状況の中、静岡県国民健康保険運営方針を基に、市町とともに安定的な財政運営に努めていく。また、保険者努力支援制度等を活用して、市町の保健事業の支援等に取り組んでいく。

健康長寿日本一に向けた取組については、健康長寿プログラム、健康マイレージ事業が全市町で実施され、ふじのくに健康長寿プロジェクトの取組は着実に普及している。また、禁煙・分煙・喫煙可の標識を掲示する飲食店が65%を超え受動喫煙防止対策の効果が見られる。今後は、糖尿病等の重症化予防も積極的に行うほか、食塩量やエネルギー等の基準を満たしたメニュー・商品を積極的に提供・販売する企業等のパートナー登録を推進し、しずおか健幸惣菜の普及に取り組む。

社会健康医学の推進については、社会健康医学研究で得られた知見を健康づくり施策に反映させていくため、地域が抱える課題や科学的知見を関係者が共有・連携して、効果的な施策を立案・推進する新たな体制を構築していく。

2 地域で支え合う長寿社会づくり

(静岡県長寿社会保健福祉計画) (静岡県地域福祉支援計画)
(静岡県保健医療計画)

(主要な事業の実績)

(1) 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳に到達する2025(令和7)年を見据え、市町が進める地域包括ケアの推進のため、市町における生活支援や介護予防サービス創出の充実を図った。

また、保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議、圏域会議等の開催により、多職種連携の強化を図りながら、支え合いの地域づくり、認知症施策、地域リハビリテーションの推進等の事業を行った。

(2) 第8次静岡県長寿社会保健福祉計画の推進

2025(令和7)年における本県の地域包括ケアシステムのあり方を示すとともに、その実現に向けた施策の方向性や目標、具体的な取組を掲げた「第8次静岡県長寿社会保健福祉計画」(平成30年度～令和2年度)に基づき、「健康づくり、社会参加の促進」「共に支え合う地域社会の実現」「認知症にやさしい地域づくり」「自立と尊厳のある暮らしを支える長寿社会づくり」「誰もが暮らしやすい長寿社会の環境整備」の5つを施策の柱として、市町の介護予防、生活支援などの取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。

(3) 第9次静岡県長寿社会保健福祉計画の策定

地域包括ケアシステムを基本とした地域共生社会の実現を目指し、「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」(令和3年度～5年度)を令和3年3月に策定した。

本計画においては、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」「健康づくりと介護予防・重度化防止の推進」「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」「認知症とともに暮らす地域づくり」「自立と尊厳を守る介護サービスの充実」「地域包括ケアを支える人材の確保・育成」の6つの柱に基づき、施策の方向性と具体的な取組を掲げた。

策定に当たっては、医療、介護の関係者等で構成する地域包括ケア推進ネットワーク会議やその下部組織である長寿社会保健福祉計画推進・策定部会等において、医療と介護の連携を図りながら検討を行った。

(4) 支え合いの地域づくりの推進

年齢を重ねても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりを進めるため、移動サービスの創出や継続に関する課題解決に向けた相談窓口の設置や事例報告会を開催した。

また、住民による支え合い活動を促進するため、壮年熟期の人を主な対象に、社会参加の促進と生活支援の担い手育成を図り、市町における地域包括ケアシステム

の実現に向けた取組を支援した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を自粛している高齢者の身体・認知機能の低下を防止するため、タブレットを活用して、オンライン上で運動指導や参加者同士の交流を行うモデル事業等を実施した。

医療保険と介護保険で保険者が異なり連携が不十分であることなどの課題に対応しながら、高齢者の効果的な健康づくりに向けた切れ目のない支援を行う体制を整備するため、「通いの場」に医療専門職を派遣する仕組みづくりに取り組んだ。

(5) 地域リハビリテーションの推進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、かかりつけ医の相談役や連携づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医や、市町における介護予防事業等に関与する地域リハビリテーション推進員、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成などに取り組んだ。また、地域包括ケア推進ネットワーク会議に設置した「地域リハビリテーション推進部会」において、医療・介護の連携や市町支援の方策などを検討した。

(6) 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

高齢者が、元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康長寿のリーダー養成研修や、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会の開催、世代間交流の機会の創出など、高齢者の社会参加や生きがいづくりを、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、しずおか健康長寿財団や静岡県老人クラブ連合会（シニアクラブ静岡県）と連携して推進した。

(7) 第3期静岡県地域福祉支援計画の推進

「第3期静岡県地域福祉支援計画」（平成28年度～令和2年度）に基づき、市町の地域福祉活動の推進を図るため、「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、各市町の地域福祉活動の現状、課題等について情報を共有し、地域福祉計画に基づく取組を支援した。

(8) 第4期静岡県地域福祉支援計画の策定

市町の地域福祉計画の取組を広域的な見地から支援し、長寿、障害、子ども等の種別計画と連携しながら福祉施策や各計画に共通する事項について、地域福祉の視点から分野横断的・包括的な施策等の推進を図るため、「共生の意識づくり」、「共生の地域づくり」、「福祉の基盤づくり」の3つの施策を柱とした「第4期静岡県地域福祉支援計画（令和3年度～8年度）」を令和3年3月に策定した。

(9) 包括的相談支援体制構築の推進

少子高齢化や地域における人間関係の希薄化等を背景に、高齢、障害、子ども、生活困窮等の複合的な課題や、ダブルケア、大人のひきこもりといった制度の狭間の課題が増加しているため、市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、必要な助言等を行うアドバイザーの派遣や、意識醸成を図る地域別研究会の開催を行い、市町の取組を支援した。

(10) 認知症総合対策の推進

認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、同じ障害や病気、生活上の問題等を抱える人が支え合うピアサポート活動や、認知症サポーターの支援活動（チームオレンジ）を促進したほか、認知症の本人を地域版の希望大使として委嘱し、認知症の本人による普及啓発活動を強化した。

また、認知症高齢者等が行方不明になった際に、早期に発見・保護できるよう、行方不明となるおそれのある人について、関係機関と情報共有等を行う「広域での見守り・SOS体制」を開始した。

さらに、高齢期の認知症とは異なる課題が発生する若年性認知症の人の社会参加の機会として、若年性認知症向けデイサービスの就労メニューを考案するとともに、若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営した。

かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、認知症疾患医療センターが地域に出向き、認知症の人と家族に対する相談会を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

(11) 特別養護老人ホーム等の整備の推進

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対する助成に加え、地域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホームなどの整備を行った。

(12) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、多床室の個室化や簡易陰圧装置・換気設備の導入等の施設・設備の整備を支援したほか、感染や濃厚接触が確認された際の消毒をはじめとした施設の継続的な運営を実現するための支援を行った。

また、重症化リスクの高い福祉施設における感染拡大を防ぐため、対策マニュアルの作成や職員を対象とした感染症対策研修を実施し、事前の予防対策を講じるとともに、万が一、発生した場合も福祉サービスが継続できるよう「クラスター福祉施設支援チーム」（CWA T(Cluster Welfare Assistance Team)）を設置し、速やかに応援職員を派遣する等、施設の事業継続支援を行った。

(13) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局に求められている在宅業務を推進するため、各地域において医療・介護を担う多職種チームへの参画促進方法の検討等を行った。

また、在宅業務に対応する薬剤師を育成するため、研修を実施するとともに、イベント等において県民等に向けた薬剤師の在宅業務内容等の周知を図った。

(14) 福祉人材の確保対策の推進

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに求職者の相談や就職支援に当たる専門員を5人配置し、求人求職間のマッチングを推進した。また、小・中・高校生を

対象とした福祉介護職のイメージアップのためのセミナーを、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら開催したほか、社会福祉施設のリモート見学会や、対面とWEBを併用した大学への出前説明会を実施し、福祉人材のすそ野の拡大を図った。

(15) 介護人材確保の推進

外国人介護人材の確保を促進するため、介護福祉士を目指す外国人留学生の学費等を支援する介護事業所に対して費用の一部を助成した。

また、県内で働く外国人介護職員の職場定着を促進するため、日本で働く上での不安や悩みに対応する巡回相談を実施するとともに、仲間づくりに主眼を置いた研修交流会を開催した。

介護分野への就労促進を図るため、介護事業所で実務を経験しながら研修を受講して人材を育成する事業の実施により 162 人の直接雇用を実現するとともに、専門性の高い介護職員の負担軽減を図るため、介護の周辺業務を担う介護サポーターの育成と介護事業所とのマッチングの一体的実施により 20 人の直接雇用につなげた。併せて、都合により離職した介護職経験者に向けた研修やマッチングによる復職支援により 102 人の復職を実現した。

(16) 介護職場の労働環境改善の推進

介護事業者の主体的な職員処遇の改善を支援するため、キャリアパス制度導入を進める介護事業所に対して訪問相談を実施するとともに、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を優良介護事業所として表彰したほか、「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」に基づき、新たに 90 事業所を認証し、累計 306 事業所となった。

介護事業所へのICT機器の導入支援として、新たに新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、オンライン面会の実施に向けた通信環境整備機器や、施設内での接触機会の低減を図る移乗・入浴支援機器を助成対象とし、県内の延べ 272 事業所が活用するなど、介護業務の効率化による職員の負担軽減と安全・安心の向上を図った。

(評価及び課題)

地域包括ケアシステムを推進し、地域で支え合う長寿社会を実現するため、「第 8 次静岡県長寿社会保健福祉計画」に基づき、市町や関係団体等と連携し、地域住民による支え合い活動の推進、地域リハビリテーションの推進、認知症総合対策の推進などに重点的に取り組んだ。また、「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」を 3 回開催し、現行計画の進捗確認を行うとともに、次期計画の策定に向けた協議を行った。今後は、令和 3 年 3 月に策定した「第 9 次静岡県長寿社会保健福祉計画」に基づき、計画の理念である「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を図るため、市町や医療・介護・福祉の関係団体等と連携し、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」や「在

宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」などの各種施策を着実に実施するとともに、市町における地域包括ケアシステムの実現を支援していく。

支え合いの地域づくりの推進については、壮年熟期の人を主な対象とした社会参加の促進事業において、経験や知識を活かし社会を支える担い手を養成する講習・体験会を17市町で開催し、701人が参加するなど、社会参加への気運を高めることができた。

また、移動サービスに関する事例報告会には1,050人が参加し、県内各地域への普及が図られた。今後も、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた助言を行うなど、市町の取組を支援していく。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛生活が長期化し、心身の機能が低下する高齢者への対策として、Zoomを利用して交流と運動を行う「オンライン通いの場」のモデル事業を3市町で実施するとともに、認知症カフェや買い物支援など様々なオンラインによる取組を10市町に拡大し、合わせて305人が参加した。オンラインによるつながりであっても健康づくりへの成果が確認できたことから、今後は、新たな生活様式に対応した県民の健康づくりや社会参加を推進していく。

介護予防と保健事業の一体的実施を推進するため、「通いの場」に介入する管理栄養士・歯科衛生士を新たに443人育成するとともに、「通いの場」に派遣する仕組みを構築した。今後も医療専門職の関与を強化し、効率的、効果的な健康づくりや介護予防を推進していく。

地域リハビリテーションの推進については、地域における効果的なリハビリテーション提供体制の強化を図るため、新たに、地域リハビリテーションの中核として活動する「地域リハビリテーションサポート医」を27人、「地域リハビリテーション推進員」を85人養成した。引き続き、サポート医及び推進員の養成を行うとともに、市町が行う介護予防事業等へのリハビリ専門職の派遣に協力する地域リハビリテーション協力機関を指定し、予防、発症から退院、在宅での生活まで、切れ目のないリハビリテーション体制の強化を図っていく。

高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進については、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会への参加を促進したが、「すこやか長寿祭・ねんりんピック参加者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、すこやか長寿祭の一部競技の中止や、ねんりんピックの開催中止等により、3,075人と前年度より減少した。

今後は、しずおか健康長寿財団との連携を強化し、各競技団体や市町とも協力しながら、感染症防止対策を踏まえたスポーツ・文化活動を実施するとともに、新たな種目の導入や、活動への参加機会の拡大等により、競技人口の拡大を図り、高齢者が親しみやすく、高齢者が安心してスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを推進する。

「第3期地域福祉支援計画」の推進については、住民参加と多様な主体の協働による地域の支え合いの体制づくりを目指して、『改正社会福祉法が目指す地域

福祉の方向性及び市町の包括的支援体制構築に向けた取組について』をテーマに県内5地区で「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、市町の地域福祉計画策定・推進状況等の把握と、今後の市町の計画策定に向けた情報提供や取組支援を行った。

「第4期地域福祉支援計画」の策定については、「一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会」の実現を目指して、「地域共生の意識の醸成」や「住民の地域活動への参加・交流の促進」、「包括的な支援体制構築の推進」などを盛り込んだ「第4期地域福祉支援計画」を策定した。今後とも、「地域福祉を考えるブロック会議」等を通じて、市町における地域福祉計画に基づく取組を支援し、地域福祉の一層の推進に取り組んでいく。

包括的相談支援体制の構築の推進については、市町における体制整備を支援するため、アドバイザーの派遣や、地域別研究会を開催した。今後も、全ての市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、人材養成研修や情報提供等を実施し、市町の取組を支援していく。

認知症総合対策の推進については、認知症サポーターの地域での活躍を促進するため、認知症サポーターの「チームオレンジ養成研修」に223人が参加した。引き続き、認知症の人や家族の困りごとを認知症サポーターが支援する仕組みづくりに取り組んでいく。全国初となる地域版の認知症本人大使「静岡県希望大使」を委嘱した。今後は本人による普及啓発活動を強化していく。

行方不明となるおそれのある人の事前登録については、全ての市町で体制が構築された。今後も、市町や警察署をはじめ、関係機関の更なる連携強化に努めていく。

また、地域における連携の推進役となる認知症サポート医のリーダーを令和2年度までに149人養成したほか、認知症疾患医療センターと認知症サポート医リーダーが中心となって、地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進した。引き続き、市町との連携を強化し、認知症疾患医療センターが地域に出向いて行う集合相談の充実を図るとともに、認知症サポート医リーダー連絡会を開催するなど、認知症の早期発見、早期対応の体制の充実を図っていく。

特別養護老人ホームの整備定員数は、公募の不調等による整備の見送り等があり、目標数19,868人に対して、19,460人と目標を下回る結果となった。特別養護老人ホームは依然として入所希望が多いことから、今後も静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、引き続き整備を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用し、計画的に整備を促進していく。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についても、施設のゾーニングや面会室の整備等、必要とされる施設・設備整備を積極的に進め、利用者、職員双方が安心できる環境整備に取り組んでいく。

また、重症化リスクの高い福祉施設における感染拡大を防ぐため、対策マニュアル

の改訂や職員を対象とした感染症対策研修を継続実施し、事前の予防対策を講じつつ、クラスターが発生し、職員が不足した施設に対しては、応援職員の派遣を行い、業務継続を支援するとともに、今後も、新型感染症に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の充実を図っていく。

かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化については、県薬剤師会と協働した研修会の開催により、研修受講薬剤師数が前年度から 85 人増加して累計 657 人となった。引き続き、県薬剤師会と研修会を開催するほか、令和 3 年 8 月から施行される特定の機能を有する薬局の認定取得の支援にも取り組んでいく。

また、県民等に対して、かかりつけ薬剤師・薬局の役割等を周知していく。

福祉人材の確保対策の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響等により福祉施設の職場体験や就職面接会の開催が制限されたことに加え、求人側の求める資格要件等と求職者側の希望する勤務条件等のミスマッチにより、令和 2 年度の静岡県社会福祉人材センターを通じた福祉分野の就職人数は 703 人に留まり令和元年度実績を 100 人以上下回った。(就職者数は平成 29 年度から 4 年連続して全国第 1 位) 引き続き、静岡県社会福祉人材センターを通して求められる人材についての調査や研修を組み合わせながら、マッチングの強化を図るとともに、WEB 等を活用した福祉職セミナーの開催や職場体験事業等により、福祉人材のすそ野の拡大に取り組んでいく。

介護人材の確保については、令和元年時点における県内の介護職員数は、54,310 人と年々増加しているが、今後、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年には、約 5,700 人の介護職員が追加的に必要とされることから、引き続き、県民の介護の仕事に対する理解の促進に努めるとともに、コロナ禍により社会の雇用環境が不安定化する中、就業先として介護の仕事を広く紹介し、現役世代や退職者、外国人介護人材など、多様な人材の新規就労を拡大していく。

介護職場の労働環境の改善については、9 割以上の介護事業所で処遇改善加算を取得するなど、介護職員の給与改善が進んでいる。引き続き、働きがいのある労働環境の整備に向けて、優良介護事業所や働きやすい介護事業所の表彰・認証を通じて介護事業所を積極的に PR し、介護の仕事と職場としての介護事業所の魅力を広く県民に周知していくとともに、職員の身体的・精神的負担を軽減するための介護ロボットや ICT 機器の導入についても、支援対象機器を拡大するなど、一層の業務効率化と職員の定着支援に取り組んでいく。

3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(静岡県障害者計画)

(静岡県障害福祉計画)

(静岡県障害児福祉計画)

(静岡県アルコール健康障害対策推進計画)

(静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) ふじのくに障害者しあわせプランの推進

平成30年3月に策定した「第4次静岡県障害者計画」に基づき、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」、「地域における自立を支える体制づくり」の3つの施策を柱として、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向け、各圏域自立支援協議会に圏域スーパーバイザーを設置し、専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行った。

また、同じく平成30年3月に策定した「第5期静岡県障害福祉計画」、「第1期静岡県障害児福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組むとともに、令和3年度からの計画となる「第6期静岡県障害福祉計画」、「第2期静岡県障害児福祉計画」を策定した。

(2) 共生社会の実現のための「合理的配慮の提供」の促進

平成29年4月に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の設置や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催のほか、差別解消に係る顕著な取組等を行った事業者・団体等を表彰した。また、障害のある人への「合理的配慮の提供」促進のため、ヘルプマークに関する啓発用漫画の作成・配布や声かけサポーターの養成に取り組んだ。

平成30年3月に施行した静岡県手話言語条例を踏まえ、ろう者や手話通訳者などの意見を聴く協議の場として、「静岡県手話言語施策推進協議会」を開催したほか、県民誰もが手話で簡単なあいさつをすることができることを目指す「手話であいさつを」運動の推進員養成や県民向け手話講座への講師派遣により、言語である手話の普及促進に取り組んだ。

(3) 重症心身障害児（者）への支援

重症心身障害児（者）が安心して地域生活を送れるよう在宅支援の充実を図るため、看護、介護従事者研修を実施して専門人材を養成した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するための助成を行うとともに、医療機関に専門家を派遣する事業所の開設支援や、重症心身障害児（者）を円滑に受入れるため、事業所に講師を派遣するなど、受入支援を実施した。

(4) 発達障害のある人への支援

発達障害のある人の福祉向上を図るため、福祉施設職員や支援者の支援力向上研修や、小児科医等のかかりつけ医を対象とした発達障害対応力向上研修を実施した。

また、県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の2箇所体制とし、運営を専門的な支援経験が豊富な民間法人に委託して、より身近な場所で専門的な支援を提供するとともに、発達障害者支援コーディネーターを県内に6人配置し、地域の支援体制整備を支援した。

(5) 精神障害のある人への支援

依存症、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど、多様な精神疾患ごとの相談支援体制や関係機関との連携体制の構築に取り組み、新たな疾病であるゲーム障害・ネット依存への対策として、ゲーム障害・ネット依存者等を対象とした回復支援プログラム等を実施したほか、ギャンブル等依存症に関する啓発や早期に医療機関につなげる連携体制の整備などの取組を定めた「ギャンブル等依存症対策推進計画」を令和3年3月に策定した。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、ピアサポートを活用しながら、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するとともに、措置入院者の退院後支援計画を作成し、保健・医療・福祉関係者が連携して支援を行った。

(6) 障害のある人への就労支援

障害のある人が地域で自立した生活を送ることで、誰もが「幸せ」となるユニバーサル社会を目指すため、「静岡県工賃向上計画」に基づき、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に障害福祉サービス事業所の受注機会を拡げるための取組や収益向上につなげるための支援などに取り組んだ。具体的には、ブランド認定した製品などの販売促進や障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図った。

また、農業生産者と障害福祉サービス事業所のマッチング支援を行うため、令和2年6月から農福連携ワンストップ窓口を設置し、農業分野への職域拡大を図った。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

コロナ禍においても障害のある人の生活支援を図るため、障害福祉サービス事業所に対し、感染拡大防止のために必要となる経費の助成のほか、感染拡大のリスクを低減するための居室の個室化への改修や簡易陰圧装置等の設置の助成を行うなど、障害福祉サービス等の継続的な提供体制の確保を図った。

また、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた就労継続支援事業所に対する生産活動活性化のための経費助成や、就労継続支援B型事業所の利用者へ支援金を支給した。更に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、継続してサービスを提供した障害福祉サービス事業所等職員に慰労金を支給した。

このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施された、特別支援

学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用増加に伴うかかり増し経費及び利用者負担の免除に要する経費に対して助成した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、聴覚に障害のある人に手話通訳者が同行できない場合でも手話通訳することができるよう、スマートフォン等の端末を使って意思疎通を行う「遠隔手話通訳システム」を整備した。

(評価及び課題)

障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数は、令和3年3月末現在、266団体であり、前年度より17団体増加しているが、目標値(300団体)の達成には、より一層の推進が必要である。「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害のある人の不便さを取り除く「合理的配慮の提供」の徹底を図るほか、ヘルプマークの理解促進や声かけサポーターの養成に取り組んでいく。

重症心身障害児(者)に対して、適時適切な医療・福祉サービスを提供できる人材を養成するとともに、その支援のため、医療・看護・介護・福祉の専門職の連携を強化していく。

また、重症心身障害児(者)等を対象とした医療型短期入所事業所は令和3年度の目標値である15箇所到達したが、一部地域では短期入所が可能な施設を確保することが困難な状況があり、また、保護者のレスパイトのニーズも依然として高いため、今後も提供主体となることが見込まれる医療機関に対して市町と連携し、当該事業の拡大に取り組んでいく。地域における医療的ケア児等への支援について、医療・福祉等の必要なサービスを総合的に調整する人材の養成に努めていく。

発達障害のある人への支援については、発達障害者支援センターの2箇所体制により、身近な地域での相談支援体制を強化するとともに、医療・福祉等関係分野の専門人材の養成などにより地域における支援体制の強化に取り組んでいく。

また、ライフステージを通じた支援体制の確立のため、各圏域の自立支援協議会発達部会や児童発達支援センターの設置を促進するなど、市町、地域と連携して発達障害のある人に対する重層的な支援体制の構築を図っていく。

精神障害のある人への支援については、2次保健医療圏域ごとに各精神疾患等の治療を担う拠点となる医療機関の設置数が、令和3年3月末現在、前年度より25箇所増の156箇所であり、引き続き確保に努めていく。

また、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、県及び各圏域における自立支援協議会地域移行部会等において保健・医療・福祉関係者が協議するとともに、支援関係者を対象とした研修により支援体制の充実を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。

障害福祉サービスの1か月当たりの利用人数は令和元年度の29,681人から31,025人と着実に増加しており「第4次静岡県障害者計画」、「第6期静岡県障害福祉計画」及び「第2期静岡県障害児福祉計画」に基づき、引き続き必要な福祉サービスの確保に努めていく。

しずおか授産品（ふじのくに福産品）ブランド化商品数は、令和2年度累計で43品となるなど順調に推移し、県平均工賃月額は年々増加しているものの、未だ必要な工賃水準に達していないことから引き続き工賃向上に向けた取組を進めていく必要がある。

このため、福産品の付加価値を高めるブランド力の向上や、県民に対して福産品の継続的な購入を呼び掛ける「一人一品運動」を地域全体へ展開するとともに、オンライン販売などウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応した販路拡大支援も進めていく。

4 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

(静岡県人権施策推進計画)

(静岡県地域福祉支援計画)

(いのち支える"ふじのくに"自殺総合対策行動計画)

(静岡県動物愛護管理推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) 生活困窮者自立支援制度による事業の実施

郡部の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援窓口において、適切な支援につなぐ自立相談支援事業や就労支援事業、住居を喪失した又は喪失するおそれのある離職者等に住居確保給付金を支給する事業などを実施し、自立を支援するとともに、WEBによる相談受付フォームの作成や一体的な相談体制（医療・法律・福祉の専門家）の構築を行った。

また、就労に向けた準備が必要な人に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して行うことに加え、一定の住居を持たない生活困窮者等に、一時的な生活の場を提供する事業などを実施し、生活再建を支援した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対して、静岡県社会福祉協議会と連携しながら、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を行い、緊急的な生活支援を実施した。

(2) 様々な人権に関わる施策の推進

地域や職場における人権啓発活動のリーダーとなるべき人材を育成するため、人権啓発指導者養成講座を開催したほか、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷をはじめとしたインターネット上での人権問題を取り上げた講座やハラスメントに係る企業向けセミナーの開催などにより、県民の人権課題に対する認識を広め、人権尊重の意識の高揚を図った。

また、市町が行う隣保館運営等の地方改善事業に対する指導監督により、人権同和対策の効果的な推進を図るとともに、人権関係団体の活動を促進し、人権啓発事業の効果的な推進を図るため、活動費等に対し助成を行い、県民福祉の向上に努めた。

(3) あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

「静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）」に基づき、人権啓発センターを拠点として、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への出前講座による講師派遣や、啓発図書・DVDの貸出し等、あらゆる場における人権教育・人権啓発に取り組んだほか、人権週間を中心としたテレビ・ラジオのスポットCMや啓発ポスターの掲出、インターネットやSNSを活用した広報などの各種啓発活動により、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷の防止等の人権への配慮について広報するとともに、市町への各種啓発事業の委託を行うなど、県民の人権意識の向上に努めた。

また、同計画の期間終了に伴い、令和3年度から7年度までを計画期間とする「静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）」を令和3年3月に策定した。

(4) ひきこもり対策の推進

精神保健福祉センター等に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりへの対応方法等の講演会や家族交流会を実施し、支援の充実を図った。

静岡県ひきこもり支援センターの機能の一部として、NPO法人等に委託し、自宅以外で安心して過ごすための支援を行う居場所を県内5箇所に設置して、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行った。

ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもり当事者が増加しているため、中高年向けの居場所支援を実施した。

また、地域でひきこもり状態にある当事者やその家族への相談対応をしている支援者を対象として、ひきこもりに関する知識や支援方法の習得を目的とした研修を開催した。

さらに、市町を対象にひきこもりについて専門的見地から助言を行うアドバイザーを派遣するなど、相談支援体制の整備を推進した。

(5) 自殺総合対策の推進

本県が取り組むべき自殺対策の行動計画である「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、ゲートキーパーを養成したほか、自殺対策を実施する市町を対象に助成等を実施した。40歳未満の若年層を対象として、「若者こころの悩み相談窓口」での相談支援やこころのセルフケアワークショップ、検索連動型広告を活用した相談窓口の周知等を実施した。5月の連休後、夏休み明け前及び春休み期間中に実施していたLINE相談については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い不安や悩みを抱える若者が増えるおそれがあったため、通年実施により若年層対策の強化を図った。

また、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え、広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体制の充実を図った。

(6) 動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画（2014）」に基づき、人と動物とが共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探しなどの飼い主としての責任の徹底を図るとともに、飼い主のいない猫対策としての地域猫活動を支援する等、殺処分がなくなる環境づくりを推進するとともに、法改正等に伴い、新たな「静岡県動物愛護推進計画（2021）」を策定した。

また、動物管理指導センターは施設の老朽化及び今後の動物愛護施策の展開において機能面に課題を抱えていることから、外部有識者を交え「人と動物の共生推進のための拠点検討会」を開催し、その整備方針やコンセプトについて検討した。

(評価及び課題)

生活困窮者の自立支援については、県内郡部12町の生活困窮者を対象に、生活困窮

者自立支援法に基づき、各種事業を展開した。自立相談支援事業においては、生活困窮者 1,416 人から相談があり、このうち 282 人について支援プランを作成して支援した結果、22 人の就労が実現した。住居確保給付金においては、301 世帯に対して、合計 1,113 万 9,500 円の家賃相当額を支給し、求職活動のための住居の確保を支援した。相談者がそれぞれ抱える課題に的確に対応し、最適な支援を提供するため、関係機関等との連携の一層の強化に努め、自立を支援していく。就労に向けた準備が必要な人を対象として実施している就労準備支援事業については、合宿型のセミナーと就労体験を組み合わせ県内 3 地区で開催したところ、7 人が参加し、うち 3 人が就労に結びついた。参加者には就労意欲の向上が見られるため、今後も関係機関と連携を図りながら、着実にステップアップできるよう、個々の事情に応じたきめ細かな支援の提供に努めていく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する特例貸付については、令和 2 年度末までに、緊急小口資金を 18,326 件、31 億 6,500 万円、総合支援資金を 5,196 件、24 億 4,074 万円を貸与し、生計の維持・再建に向けた支援を実施したが、当該貸付制度の受付が令和 3 年 11 月まで延長されたことから、引き続き実施体制を維持し、必要な支援を行っていく。

様々な人権に関わる施策及び人権教育・人権啓発の推進については、令和 2 年度の「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合は、48.2%と前年度から 10.1 ポイント増加し、人権意識の高揚の成果が見られる一方で、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷をはじめ、性的指向・性自認や刑を終えて出所した人をめぐる人権問題等、人権課題の多様化がみられることから、新たに策定した「静岡県人権施策推進計画（第 3 次改定版）」に基づき、引き続き人権尊重の意識の一層の高揚を図るとともに、マスメディアやインターネット、SNS 等による広報を活用し、関係機関・団体と連携・協働しながら、あらゆる場における人権啓発・人権教育に取り組んでいく。

「静岡県ひきこもり支援センター」の相談件数は、前年度から 166 件減少し 1,848 件となった。ひきこもりは長期化及び高年齢化する傾向にあり、長期化する前の早い段階での相談を促すため、引き続き、支援センターの周知や個々の相談者の状況に配慮した支援の充実に努めていく。また、ひきこもりの相談業務を行っている支援者を対象とした研修会により支援者の専門性の向上を図るとともに、身近な相談窓口である市町への支援を強化し、相談支援体制を整備していく。

令和 2 年の自殺者数は前年より 19 人多い 583 人であった。自殺者数全体は減少傾向にあるが、若年層の自殺者はほぼ横ばいで推移しており、特に 19 歳以下は増加しているため、若年層向けの電話相談、LINE 相談による相談窓口の充実、ICT を活用した相談窓口の周知や教育委員会との連携等により支援の充実に図り、引き続き若年層対策を強化するとともに、経済団体と連携したゲートキーパー養成、遺族支援、大規模災害に備えた自殺対策等、自殺者数全体の更なる減少に向け、県、市町、関係機関が一体となり、社会全体での総合的な自殺対策に取り組んでいく。

犬や猫の殺処分頭数は、県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組を実施してきた結果、令和2年度は378頭となり、前年度から47.4%減少した。今後も、引取り頭数の多くを占める飼い主のいない猫への対策として、屋内飼育等の適正飼養の指導や地域猫活動を支援していくほか、昨今課題となっている高齢飼い主の増加や多頭飼育者への対応について、飼育放棄等の問題が深刻化する前に支援できるよう、福祉関係者等との連携を強化していく。

また、今後の静岡県の動物愛護施策の拠点となる動物管理指導センターの整備に向けて、引き続き「人と動物の共生推進のための拠点検討会」を開催し、その整備方針や運営手法について検討を行い、基本構想の策定に取り組んでいく。

5 安心して出産・子育てができる環境づくり

(静岡県子ども・子育て支援事業支援計画)

(静岡県次世代育成支援対策行動計画)

(主要な事業の実績)

(1) 家庭・職場・地域における子育て支援の充実

県と市町が協力して少子化対策を効果的に実施するため、合計特殊出生率に影響を及ぼす要因を把握・分析した「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」を令和2年度に改定した。

ふじのくに少子化突破展開事業により市町独自の少子化対策を支援したほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用した「子育てに優しい企業」の表彰、積極的に家事、育児に関わる「さんきゅうパパ」の心構えやアドバイスを盛り込んだ啓発冊子の作成など、仕事と子育ての両立を図る環境整備を推進した。

子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、「ふじさんっこ応援キャンペーン」を開催し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する意識の向上を図る等、民間、市町と連携し、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

(2) 保育サービスの充実

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所6施設及び認定こども園15施設を整備したほか、既存施設の定員増や小規模保育所等の設置により定員を拡大した。

保育士等の確保のため、修学資金の貸与等による保育士を志す学生の支援や、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしと保育所への復帰支援を実施した。

また、保育士等の離職防止と定着促進を図るため、本県が構築した保育士キャリアアップ制度に基づく、処遇改善につながる研修を実施するとともに、保育所等が新型コロナウイルス感染症に関する不安を払拭したうえで継続的なサービスを提供できるよう、職員に対する相談窓口を設置するとともに、感染症専門家派遣による施設巡回支援を行った。

(3) 子どもや母親の健康の保持・増進

妊娠・出産、子育て期の切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置を市町に働きかけ、その運営を支援するとともに、産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各市町が実施する母子保健事業を推進するため市町職員やセンター職員を対象とした研修を実施した。

また、不妊・不育で悩む方への相談や子どもの病気や発達などの各種相談支援事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊婦に対する検査の補助や先天性難聴児の早期発見等を図るための検査体制の整備などを行った。

さらに、こども医療費助成や、体外受精などの特定不妊治療への助成や一般不妊治療(人工授精)、不育症治療に対する助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

(評価及び課題)

本県の合計特殊出生率は、全庁を挙げて少子化対策に取り組んできた結果、平成 16 年の 1.37 を底として緩やかに上昇傾向にあったが、平成 28 年の 1.55 をピークに減少に転じ、令和 2 年は 1.43 に止まった。

また、令和 2 年の出生数も前年より 960 人減少し、22,497 人となるなど、依然として少子化が進行している。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により婚姻数も減少していることから、今後、一層出生数が減少する懸念もある。引き続き「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」に基づき、効果的な少子化対策を行う市町を支援し、出生数の増加に向け取り組んでいくほか、少子化の主要因のひとつである未婚化、晩婚化への対応として、男女の出会いの機会の創出や結婚までの支援についても行う必要がある。

保育所等の待機児童数は、保育所・認定こども園の施設整備等により 1,827 人分の定員を拡大した結果、前年から 61 人減少し 61 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）となった。待機児童解消に向けて、今年度は、保育所等の受入枠を 1,600 人以上拡大するなど、引き続き市町と連携して、適切な施設配置を進めていく。

本県の保育所・認定こども園等の保育教諭・保育士数は、前年度より 316 人増加して 14,098 人となった。

必要な公的保育サービス受入児童数を確保するためには、保育士の確保と職場定着が課題であり、潜在保育士の職場復帰支援や、保育士のキャリアアップ研修の実施、新型コロナウイルス感染症を始めとする職場の不安を解消する相談窓口の設置等により、保育士の処遇と勤務環境の改善を図る必要がある。

「子育て世代包括支援センター」については、令和元年度末時点で未設置の市町について助言を行った結果、令和 2 年度中に全ての市町で設置され、目標設置数の 43 か所を達成した。

誰もが安全・安心な妊娠・出産・育児ができる環境を整えるため、全ての対象者の多様なニーズに対応できるよう相談支援を担当する職員の質の向上を行っていくほか、産婦健康診査や乳幼児健康審査等母子保健事業の充実やこども医療費、不妊・不育症に関する治療費助成など経済的支援の継続が必要である。

6 すべての子どもが大切にされる社会づくり

(静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画)

(静岡県ひとり親家庭自立促進計画) (静岡県子どもの貧困対策計画)

(静岡県社会的養育推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童福祉司を8人増員するとともに、非常勤特別職の弁護士を配置し法的対応機能を強化するなど児童相談所の体制を強化したほか、市町の在宅相談支援体制の強化に必要となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進のため、子ども家庭総合支援拠点の役割や業務、拠点設置・運営に関する具体的助言等を7町に個別訪問し実施した。

児童虐待防止については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、人が集まるイベントを中止し、11月の虐待防止推進月間において、県内の公共施設等8か所をオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」やポスター掲示、各地域で施設や企業・店舗にリーフレットや児童虐待防止啓発品を配布するなどの広報啓発を行った。

児童養護施設や里親の元で暮らしている子どもの将来の安定した自立を図るため、大学等の修学支援や高校卒業時就職一時金の支給、継続支援計画の作成や生活・就労相談等を実施した。

ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親サポートセンターによる生活相談や就業支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就業や生活の面で深刻な影響を受けている低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給を始めとした経済的支援に取り組んだほか、より相談しやすい体制を整備するため、新たにLINEによる相談窓口を設置した。

(2) 子どもの貧困対策の充実

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や保護者の生活・就労支援等を実施したほか、子ども食堂等の居場所づくりの担い手の育成や支援に取り組んだ。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部に居住する子どものいる生活困窮世帯に対し、世帯の抱える問題に関して個別支援を実施した。

また、生活困窮世帯の小・中学生を対象に、通所型の学習支援教室を開催し、日常の学習を支援するとともに、合宿型の学びの場を提供し、生活習慣の改善や社会的体験不足の解消を図った。

さらに、郡部に居住する生活困窮世帯の高校生世代の人を対象に、就労体験や大学見学等により様々な職業、進路を実際に経験する、キャリア形成支援の場を提供した。コロナ禍においては、通所型はビデオ通話や交換日記等を活用し、支援を継

続した。合宿型については、合宿を1日の体験事業に変更するなどし、社会的に困難な状況下においても必要な支援を継続した。

(評価及び課題)

児童虐待の防止については、児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実に向けた取組を着実に進めていることから、令和2年度の虐待による死亡児童数は0人となった。引き続き、毎年度0人の目標が達成できるよう、児童福祉司等の職員増員による児童相談所の体制強化、保護者支援等の専門性向上のための研修を実施していくほか、市町における母子保健を通じた虐待の発生予防や早期発見の推進、市町要保護児童対策地域協議会の運営や相談体制の整備を進めるため「子ども家庭総合支援拠点」の設置を各市町に働きかけていく。

令和2年度のひとり親の就職率は27.3%であり、前年度を下回った。就職率が低迷している主な要因として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用環境の悪化のほか、職業、年齢、賃金、雇用形態、地域など求職者の希望と企業側の希望が一致しないことによる雇用のミスマッチが生じていることが考えられる。引き続き、ひとり親サポートセンターにおける就職先の開拓や、関係機関と連携したきめ細かな就業支援等により、ひとり親家庭の自立を図っていく必要がある。

子どもの貧困対策の充実については、生活困窮世帯の小学生、中学生を対象とした学びの場の提供により生活・学習支援を行い、令和2年度では、参加者のうち、中学3年生19人中17人が高校等へ進学した。また、高校生世代を対象としたキャリア形成の場の提供を実施し、職業講話や就労体験に加え、大学見学では在学生の経験談を聞くことで、将来を見据えた具体的目標を考え、夢や希望に向けて歩み始める機会を設けることで、参加者7人全員が将来への希望を持つことができた。

子どもの不就労、不就学の理由を見ると、ひきこもり等の個々の課題を抱える事例が多いことから、個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、学習支援や訪問活動を通して、保護者自身も主体的に子どもの将来を考えることができるよう、支援を充実していく。

7 安全・安心な生活を支える危機管理

(しずおか食の安全推進のためのアクションプラン)

(主要な事業の実績)

(1) 新しい重大な感染症への対策

新型コロナウイルス感染症については、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」のもと社会経済活動への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大防止に取り組んだ。

病床確保については、令和2年6月19日に厚生労働省から示された患者推計ツールに基づき、最大で450床の入院病床を感染の拡大状況に応じて確保することとし、各地域の医療機関の協力のもと令和3年3月31日時点では383床を確保した。また、軽症者又は無症状病原体保有者など入院の必要がない陽性者が自宅以外で適切に療養できるよう、宿泊療養施設の運用を令和2年5月から順次開始し、4施設を確保した。

検査体制については、医療機関の協力を得て帰国者・接触者外来や発熱等診療医療機関を設置したほか、検体採取を専門に行う地域外来・検査センターを設置し、検査を必要とする人がすぐに検査を受けられる体制を整備した。

また、海外で発生している鳥インフルエンザやエボラ出血熱などの新興感染症・再興感染症が流入し、県内で発生するおそれが高まることが予測されることから、海外で発生した新型インフルエンザウイルスが国内に持ち込まれ、県内においても感染者が確認された場合を想定した患者搬送訓練等の実施を計画していたが、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の影響で、訓練の実施を見送った。

新型インフルエンザ対策事業として、国の備蓄方針に基づき、抗インフルエンザ薬を計画的に備蓄しており、タミフルを6,900人分、イナビルを5万人分更新した。

(2) 食品の安全確保対策の推進

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(2018-2021)」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、関係部局と連携して食品表示の監視指導を実施し適正化を推進した。また、食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。

さらに、食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理の制度化が適用されることを踏まえ、これまでの食品製造業者への人材育成支援に加え、令和元年度から実施している「はじめようホップ・ステップ・HACCP事業」において、飲食店事業者を中心とした小規模事業者への制度化の周知と導入のための講習会を継続して開催し、導入支援に努めた。

(3) 大麻・危険ドラッグ撲滅対策の推進

静岡県薬物乱用対策推進方針に基づき、関係部局・機関が緊密に連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進した。

小・中・高校生を対象とした薬学講座や大学・専修学校の学生を対象とした薬物乱用防止講習会等により、若年層を中心に、大麻等の薬物の危険性や有害性など、正しい知識の普及に努めた。

また、学生や事業者と連携し、地域・職域における薬物乱用防止活動の充実を図った。

危険ドラッグについては、「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先行して知事指定薬物を指定し、乱用防止を図ったほか、インターネットの販売サイトから買上検査を実施し、違法薬物の流通排除に努めた。

(4) 災害時における医療体制の整備

大規模災害時に医療救護活動が円滑に実施できるよう、県及び市町の医療救護体制を定めた「静岡県医療救護計画」について、救護病院の指定要件の明確化や救護所の設置運営指針の見直し、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等との連携による保健医療活動に係るコーディネート機能の強化などの改定を行い、災害時における医療救護体制の充実を図った。

また、大規模災害時にドクターヘリが迅速かつ効果的に活用できるよう、中部ブロック8県（静岡県、愛知県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県）及びブロック内ドクターヘリ基地病院9施設との間で、「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結し、重篤な傷病者等に対する災害時の応援・受援体制の強化を図った。

(5) 避難行動要支援者支援対策・福祉避難所の拡充・被災者への支援

災害対策基本法に基づく、要配慮者の災害時の安全を担保するため必要な避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のうち、避難行動要支援者名簿については全市町において作成されている。一方、個別避難計画は作成が進んでいない市町もあることから、市町意見交換会等で作成の進んでいる市町の対応や、進んでいない市町の問題点などの情報の共有を行っている。

個別避難計画の作成促進と実効性向上のため、福祉専門職が要配慮者の平常時のサービス等利用計画作成時に災害時の対応についても盛り込み、自主防災組織や自治会等の地域のコミュニティとの連携のもと避難計画としてまとめる「災害時ケアプラン」の策定に向けた準備を行った。

要配慮者が災害時に安心して避難生活を送るために必要な福祉避難所の円滑な開設・設置を図るための「福祉避難所設置・運営マニュアル」の作成を促進するため、市町を対象として研修会を開催し、市町における福祉避難所の更なる設置促進を支援した。

市町が福祉避難所の設置を促進する際の課題としている人材確保の支援策として、静岡D W A T（静岡県災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース（県看護協会）

による福祉人材等の派遣について「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に位置付けている。この福祉人材派遣のために県社会福祉協議会が構築した災害福祉広域支援ネットワークの支援を実施している。

例年、各市町における防災訓練に参加し、実施内容や課題等を共有するなどして市町の訓練実施の取組の促進を図っていたが、令和2年度はコロナ禍により市町の訓練が軒並み中止となった。県庁内の訓練も多くは中止されたが、健康福祉部独自の庁内訓練は実施し、部内の危機管理機能の強化を図ったほか、防災情報共有システム「F U J I S A N」の職員向け研修を行った。

県内に大きな被害を及ぼした令和元年10月の台風第19号に適用された災害救助法に基づく住宅応急修理は、伊豆の国市・函南町両市町で令和2年度も行われたことから、救助事務の実施について支援した。

（評価及び課題）

新型コロナウイルス感染症については、感染者の発生が多くなった令和2年10月以降、令和3年3月までに県全体の感染者数が急拡大したのは2回あり、1回目は11月下旬から12月上旬にかけてで、飲食店を中心とした感染拡大と病院での大規模クラスターが同一地域で連続して発生した。2回目は、年末年始での人流拡大が原因と推定されるもので、1月中旬に新規感染者数のピークを迎えた。

感染者数の増加に伴い、11月下旬には病床占有率が一時的に50%を超えたが、病床確保、宿泊療養施設の増設が奏功し、1月の感染者急増時にも県全体での病床占有率は50%を超えることはなかった。

病床確保については、感染状況に応じて必要な病床数は変動することから、医療機関と情報共有を図り、地域内の医療機関間の役割分担を進めることにより病床を確保する。また、軽症者用の宿泊療養施設の運営と併せ、医療提供体制の最適化を進めていく。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、ワクチンの効果による感染抑制効果等についての情報収集を進めるとともに、定期接種化も視野に入れ、ワクチン接種を円滑に行う体制づくりを進めていく。

新しい重大な感染症への対策について、近年は、新興感染症が海外で発生し、国内へ侵入した場合と、国内感染後に拡大した場合の2パターンの想定で、新興感染症・再興感染症対応訓練を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、訓練の実施を見送ったが、令和3年度は、訓練を再開する予定であり、新型コロナウイルスが収束に向かっていくことを想定し、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得た経験等を踏まえた訓練の実施を目指していく。

また、新型インフルエンザ対策においても、国の備蓄方針に沿った抗インフルエンザ薬の備蓄を確実に実施している。

食の安全・安心の推進について、令和2年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は、目標値の80%にはとどかないものの、過去最高値である74.0%となり、県民の信

頼度は年々高まる傾向にある。

一方、県政世論調査の結果から、食の安全に対して判断に迷う県民の割合が、いまだ2割弱存在しており、引き続き、様々な媒体や機会を通じて食品の安全・安心に向けた各事業の情報発信を充実させ、県民にとって分かりやすく正しい知識の理解普及に努めていく。

令和2年度の「人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は、目標値を定めて以降、初めて達成した令和元年度に続き、7.6人と毎年度10人以下を達成した。目標達成の主な要因は、大規模な食中毒の発生がなかったことであり、引き続き、1件当たりの患者数が多いノロウイルス食中毒防止対策及び大量調理施設の食中毒防止対策に重点的に取り組んでいく。

食品衛生監視率については、目標値の監視率100%を達成した。また、「HACCP導入を支援した食品関連施設数」は、令和元年度から支援の対象を拡大し、令和2年度も目標値400施設以上を大幅に上回る1,302施設を達成した。さらに令和元年度から実施している、はじめようホップ・ステップ・HACCP事業についても、目標値以上を達成した。食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理の制度化が適用されたため、今後も新規食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援や、導入後の検証及び施設の状況に応じた助言指導を実施していく。

大麻については、若年層の乱用が急激に拡大していることから、薬学講座や薬物乱用防止講習会の開催など、若年層に対する教育・啓発を繰返し行っていく。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、薬学講座の未開催の学校が増加したため、これらの学校に対しては、開催を働き掛けていく。

危険ドラッグについては、県条例に基づく知事指定薬物の指定、インターネット上の販売サイトから危険ドラッグの買上検査等により、違法薬物の流通排除に努めているが、一部の都県において流通が確認されていることから、引き続き、買上検査を行うなど、危険ドラッグの根絶に向けて取り組んでいく。

災害時の医療救護体制については、「防ぎえる災害死」を一人でも多く減らすため、大型台風や大規模停電など、地震以外の災害の発生状況等を踏まえ、より実践的な訓練を積み重ねることにより、いつ、どのような災害が発生しても迅速な対応ができるよう、万全の準備を進めていく。

避難行動要支援者の対応については、継続的に各地域において研修会や市町意見交換会を開催しており、関係者の意識向上や支援体制の構築が図られた結果、全市町において地域防災計画、避難行動要支援者名簿が作成されたが、全体計画及び個別避難計画の作成が完了していない市町がある。災害対策基本法等の改正により、個別避難計画の策定が市町の努力義務とされることから、引き続き、研修会、市町意見交換会等の機会を通じて計画策定の好事例や国からの情報を提供することで、市町に対し適切な指導、助言を行い、計画の作成を支援していく。

一方で「避難行動要支援者」の方々を安全に避難させるためには、避難行動要支援

者一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画を策定することで、その実効性を高めていく必要がある。地域コミュニティの参加による個別避難計画の策定について検討を行ってきたが、本年度からは富士市をモデル市として試験的に「災害時ケアプラン」の作成を進めていく。

また、福祉避難所については、避難行動要支援者の避難施設として更なる確保が必要であるため、意見交換会の際等において市町に設置促進を図るとともに、福祉避難所の開設や避難行動要支援者の受入れに関する訓練の実施を市町に対して働き掛けていく。あわせて、令和2年1月に静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合との間に締結した「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」の活用を市町に対して働き掛けていく。

部内の危機管理体制については、全庁的な図上訓練や部独自の図上訓練を実施してきており、今後も訓練を続けていくことで発災への備えを行う。

昨今の自然災害の増加により、今後、災害救助法の適用が増える可能性があるため、適用された市町に対する支援を迅速に進められるよう、説明会等を通して法制度の理解の促進を図っていく。また、被災県民の生活再建に寄与するため、国の制度の対象とならない規模の災害により被災した県民に対して県独自の制度で支援している。今後も、適切かつ迅速に被災者自立生活再建支援金を交付し、その生活再建の支援を継続していく。

令和2年度主要施策成果説明書

経済産業部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた県内経済の再生を図っていくためには、事業者の資金繰り支援や雇用維持などの危機対応に注力するとともに、コロナ禍で顕在化した課題や教訓を踏まえ、地域主導型の経済政策「フジノミクス」を着実に進めていくことが必要である。あわせて、社会経済の変化や技術革新に柔軟に対応できる人材の確保・育成、次世代産業の創出や新たな成長産業の育成、地域経済を牽引し雇用を支える地域産業の振興、本県が誇る多彩で高品質な「農芸品」の生産力強化や県産材の需要拡大による林業の成長産業化、流通改革による水産業の持続的発展、海外市場を見据えた積極的な施策の展開、エネルギーの地産地消とエネルギー産業の振興による地域経済の活性化を図っていくことが重要である。

このため、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策との調和・両立を図りつつ、静岡県の新ビジョン「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』の人づくり・富づくり」及び「静岡県経済産業ビジョン2018～2021」を着実に実行した。

【施策目標】 産業人材の確保・育成

次世代産業の創出・成長産業分野の参入促進

中小企業・小規模企業の経営基盤強化

農林水産分野のルネサンス（「文化」の力・「革新」の力）

通商の拡大と海外活力の取り込み

エネルギーの地産地消の推進

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

（1）県内産業の成長を担う人材の確保

- ・第4次産業革命の進展等に伴うAI・ICT人材の圧倒的な不足に対応するため、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」で掲げた4つの階層毎に、首都圏等のスタートアップ企業と県内企業とのビジネスマッチングや県内大学と連携した人材育成講座等の施策を展開した。新型コロナウイルス感染症を契機に、中小企業のデジタル化の遅れが顕在化する中、今後、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」に基づく取組を、より一層加速化するとともに、市町と連携し、首都圏のICT企業誘致を強化していく。
- ・県内企業の人材確保を支援するため、中小企業等の採用活動を支援するコーディネータを配置して、767社を支援し1,373人が採用された。今後は、新型コロナウイルス感染症を契

機に高まった移住志向を捉え、東京圏の人材確保に向けた採用活動に注力する。

- ・新型コロナウイルス感染症が拡大する中、「静岡U・Iターン就職サポートセンター」におけるオンライン相談を強化したほか、オンライン企業説明会の実施により移住希望者と県内企業のマッチングの機会を提供し、U I Jターンを希望する学生や社会人の就職支援を行った。時間や距離の負担を軽減する採用活動のオンライン化は県外人材を獲得するチャンスとなることから、オンラインインターンシップ導入セミナーやオンラインマッチング会を開催し、県内企業の採用活動のオンライン化を支援していく。
- ・「30歳になったら静岡県！」をキャッチフレーズに、SNS等を活用し、首都圏に在住する30歳前後の若者に県内企業や地域の魅力情報を継続的に発信した。移住志向の高まりを捉え、今後は、移住に役立つ情報を積極的に発信していく。
- ・本県出身者が多い大学との就職支援協定締結を推進するとともに、高校等卒業生に「ふじのくにパスポート」を配付し、本県の情報を継続的に発信した。「ふじのくにパスポート」は平成30年度から配布しており、当時の卒業生が就職活動の時期を迎えることから、今後はインターンシップイベントなど就職に役立つ情報の発信に注力していく。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で離職を余儀なくされた人を再就職につなげていくため、「しずおかジョブステーション」に就職サポーターや外国語通訳者等を増員し、体制の充実を図った。引き続き、求職者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めていく。

(2) 高度な知識と技術を持つ人づくり

- ・産業構造の変化を見据え、高度な技術・技能を持った人材を育成するため、令和3年4月の静岡県立工科短期大学校の開校に向け、前年度から引き続き静岡キャンパスの建築工事とともに、訓練機器等の整備や学生募集、入学試験等を実施した。開校後は、円滑な学校運営に努めるとともに、引き続き訓練機器や静岡キャンパスの講堂・多目的実習棟等の整備を進めていく。
- ・ものづくり人材育成協定締結企業等の協力により、産業成長分野における最先端技術の訓練を実施したほか、県内全信用金庫との協働による「企業人材育成連携協定」に基づき、技術専門校が行う在職者訓練の周知とニーズの把握を図り、在職者のスキルアップを効果的に推進した。在職者訓練の受講者数は、近年、増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による訓練の中止などから令和元年度を下回る結果となった。今後は、工科短期大学校の開校に伴い、在職者訓練の内容を高度化するとともに、コロナ禍において急速に加速するデジタル化等の技術革新に対応できる人材を育成するため、3次元設計やIoT活用技術等の在職者訓練を実施していく。
- ・モンゴル、インドネシア、ベトナムにおいて、海外合同面接会を実施し、海外の高度人材と県内企業のマッチングを支援した。令和2年度の面接会は、日本語ができる、大学、大学院等を卒業した高度人材を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン形式で実施した。現地政府等の支援を受け、各国にも多くの参加者を集めた。今後も、外国人材が本県で活躍できるよう、支援していく。

- ・将来の本県の農林業現場を支える専門職業人を養成する「静岡県立農林環境専門職大学」が令和2年4月に開学した。今後は、新学生寮の整備などを進め、引き続き、学習環境や生活環境の充実を図り、魅力ある大学づくりを推進する。

(3) 誰もがいきいきと働ける環境づくり

- ・多様な人材の活躍推進を図るため、働き方改革を推進する社内リーダーの養成やアドバイザーの派遣等により、企業におけるダイバーシティ経営の導入を促進した。令和2年度に実施した職場環境づくりアンケートでは、「仕事と子育て（介護）の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合」が前年度を下回った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による非接触・遠隔の行動様式により社内コミュニケーション促進の取組に制約があったと考えられることから、新しい生活様式に対応した職場環境づくりを進めていくため、テレワークや時差出勤の導入など職場環境の見直しを助言するアドバイザー派遣等により、企業の取組を支援していく。
- ・就労意欲のある高齢者と企業のマッチング・定着を支援するコーディネータを配置し、214人の高齢者の雇用を支援した。引き続きマッチング支援、セミナー及び面接会の開催を通じ、高齢者の就業を支援していく。
- ・障害者雇用を一層促進するため、企業に対する働きかけと障害のある人の職場定着を支援するとともに、企業内ジョブコーチの育成を強化した。その結果、令和2年度の新規雇用は537人となった。さらに、令和3年3月に民間企業の法定雇用率が2.3%に引き上げられたことから、今後も取組の充実を図っていく。
- ・外国人の活躍を促進するため、正社員就業の相談に対応するコーディネータの配置やロールモデルの情報発信、職業訓練の実施等により、定住外国人の正社員就業・定着を支援したほか、日本語研修や実技研修を実施し、外国人技能実習生の技能検定合格を支援した。定住外国人がその能力を発揮し活躍するためには、正社員として就労できるよう企業と外国人双方への支援が必要であることから、引き続き、アドバイザー派遣や職業訓練などを通じ、就業前から定着までを一貫して支援していく。また、今後も研修を通じた技能向上支援や外国人材受入実務セミナーの実施等を通じて外国人がいきいきと活躍できる環境づくりを促進していく。
- ・新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな働き方への転換を促進するため、非接触の働き方であるテレワーク導入の課題や活用を検討する研究会を開催した。大企業に比べ中小企業ではテレワークの導入率が低いことから、研究会を通じて蓄積した好事例をセミナー等を通じて発信・共有し、県内中小企業へのテレワーク導入を促進していく。

(4) 郷土を担う子どもたちの「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくり

- ・「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりの普及を図るため、教職員向けに、体験の受け入れが可能な現場を紹介するガイドブックを作成した。子どもたちの

職業観や郷土愛の醸成につなげるため、県内全小中学校の教員に対しこのガイドブックを配付しており、引き続き、体験提供企業と学校を結びつけ、仕事を学ぶ環境づくりを推進していく。

- ・ 学齢期からものづくりへの興味・関心を育むため、小中高校等で「WAZAチャレンジ教室」や「技能マイスター出前講座」を開催し、ものづくりや技能に親しむ機会を提供した。「WAZAチャレンジ教室参加者数」は、民間企業と連携した教室の開催や児童館等への実施の働きかけの取組により、目標達成に向けて順調に推移している。今後も、これらの取組を継続して子どもたちが優れた技能・技術を学ぶ機会を提供することにより、仕事を学ぶ環境づくりを推進していく。

(5) オープンイノベーションの推進による成長産業の育成・振興

- ・ 中小企業へのロボット導入を促進し、労働生産性を向上するため、「ふじのくにロボット技術アドバイザー」を配置するとともに、ロボットシステムインテグレータを育成する研修を行った。今後、導入前の費用対効果分析等に対する支援制度を創設するなど、中小企業のロボット導入促進の取組を強化していく。
- ・ 海洋産業の振興と海洋環境保全の世界的拠点の形成を目指すマリンオープンイノベーションプロジェクト（MaOIプロジェクト）を推進するため、推進体制の整備、拠点機能の形成、研究開発と産業応用の促進、ネットワークの構築に取り組んだ。始動期における体制整備がおおむね終了したことから、今後は、成果を早期に創出するとともに、データ駆動型の研究開発など、プロジェクトを高度化させる取組を進めていく。
- ・ 沿岸・沖合漁業指導調査船「駿河丸」の老朽化に伴い、深海調査機能等を強化した代船の建造を進めた。今後も令和4年1月の竣工に向け、適正に工事管理を行っていく。
- ・ 静岡新産業集積クラスターにおける3つのプロジェクトを展開し、研究成果の事業化・製品化を促進した。ファルマバレープロジェクトでは、医療現場と地元企業とのマッチングを図るコーディネータ等による共同研究の促進や事業化支援を行ったほか、新たに「ファルマバレープロジェクト第4次戦略計画」や、山梨県7市町への指定区域拡大等を盛り込んだ「ふじのくに先端医療総合特区」の計画を策定した。また、20年後の高齢者の住まいを考える共同研究の場として、ファルマバレーセンター内にファルマモデルルーム「自立のための3歩の住まい」を整備した。フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトでは、機能性表示食品制度を活用した製品開発、人材育成、製品の販売促進を支援したほか、新たなヘルスケア産業を創出するため、食と健康に関するデータに基づく製品やサービスを提供するビジネスモデルの構築を支援した。フォトンバレープロジェクトでは、展示会への出展支援、研究開発を行う企業への支援等を実施するとともに、大学等の知見等を活用した地域企業の課題解決を支援する「A-SAP（エイサップ）」では、年度をまたいで事業を実施することが可能となる制度に改め、光・電子技術を活用した新製品開発への支援を強化した。この結果、「静岡新産業集積クラスター事業化件数」は104件となっており、順調に進捗している。今後も県内経

済の活性化を目指し、中核支援機関と連携し施策を展開することで、より一層の企業の参入や事業化の推進に取り組んでいく。

- 成長産業を戦略的に育成するため、次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、新エネルギー・環境、光技術関連、CNF等、成長分野へ進出する中小企業に対して、技術相談から販路開拓まで一貫した支援を行った。また、技術開発、新商品開発を促進するため、県内企業が国立研究開発法人産業技術総合研究所と実施する共同研究について、事業化に向けたさらなる研究開発に対して支援したほか、県内航空機産業の育成を図るため、設備導入に対する助成やブラジル航空技術大学との交流等を実施した。この結果、「新成長分野の経営革新計画新規承認件数」は244件、「試作・実証試験助成制度等を活用した成長分野における製品化件数」は11件でともに目標を達成した。今後も、研究開発に対する助成やコーディネータによるマッチング支援等を通じて企業の成長産業への参入や事業拡大を支援していく。
- 自動車の電動化への対応については、「次世代自動車センター浜松」が行う、次世代自動車の開発に不可欠な企業の固有技術探索活動、EVの分解活動報告会、試作品開発等への支援に重点的に取り組んだほか、県産業振興財団と連携して、中小企業が行う製品化に向けた研究開発や事業化への取組を支援した。また、中小企業の技術力向上を図るため、工業技術研究所に次世代自動車向けのカメラやセンサーに搭載されるレンズ等の微細形状を測定できる評価試験機を整備した。この結果、次世代自動車センターの会員企業数が370社となるなど、企業の次世代自動車への意識が高まっている。今後も、次世代自動車センターを中心に産業界や関係機関と連携し、EV化等に対応する地域企業を支援するほか、自動車産業から新たに成長産業への二次創業を目指す取組を支援していく。
- 自動運転については、「しずおか自動運転Show Caseプロジェクト」において、5G通信による動的情報の収集や信号制御のシミュレーション、遠隔監視システムの構築に向けた実証実験を、袋井市のエコパや沼津市、下田市、松崎町で実施した。この結果、都市部、郊外部、過疎部において、計574名の住民や観光客等が実験車両に試乗した。実証実験により抽出された技術的課題への対応を進めつつ、各地域の特性に即した交通課題の解決策の実装を目指し、技術支援に取り組んでいく。
- CNF（セルロースナノファイバー）については、静岡大学に設置した「ふじのくにCNF寄附講座」において、研究開発と専門人材の育成に取り組んだ。また、試作品開発への助成や「ふじのくにCNF研究開発センター」を拠点とした静岡大学や地域企業との産学官連携体制を強化し、企業の製品開発や製造拠点の形成を支援した。この結果、6件の製品が開発された。今後は、産学官連携による研究拠点の形成を図り、製品化へ向けた取組を一層推進し、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含め、様々な産業分野での製品（用途）開発を促進していく。
- 新型コロナウイルス感染症により、マスクや医療用ガウン等の医療物資や人工呼吸器等の医療機器が深刻な不足状態となり、海外からの輸入に依存することのり

スクが顕在化した。このため、マスク等衛生資材の生産に必要な設備投資や医療機器開発に対する支援、緊急時に医療用ガウン等を安定的に供給できる仕組の構築に取り組んだ。この結果、マスクや消毒液等の生産について10件の新規参入が図られたほか、医療機器関連分野で17件の新規開発等が行われた。日本の医薬品・医療機器産業は約4兆円の輸入超過となっており、国民の命に関わる重要物資等を海外からの輸入に依存していることから、優れた技術を有する地域企業の参入を支援し、医薬品・医療機器産業を「命を守る産業」のリーディング産業として育成していく。

- ・本県茶業の再生に向け、静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出を目指すCha Open Innovationプロジェクト（ChaOIプロジェクト）を推進するため、オープンイノベーションにより、ChaOIフォーラム会員が行う静岡茶の新商品開発や販路開拓等の取組を支援した。その結果、ChaOIフォーラム会員同士のマッチングや複数の会員が連携して行う静岡茶の新商品開発や販路開拓など31件の事業が実施された。
- ・「フジノミクス」の本格展開を核とした「産業成長戦略2021」を取りまとめるとともに、アドバイザリー・ボードの開催や県内企業の技術情報Webサイト「テクノロジー静岡」の開設等、本県経済を牽引する可能性のある地域企業への支援やオープンイノベーション・プラットフォームの構築に取り組んだ。この一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面を伴う企業間の取引や新たな商談、企業訪問等が停滞したことから、「中堅・中小企業等の新たな製品開発・販路開拓等件数」が9件、「中堅・中小企業等支援件数」が52件と前年度実績を下回った。今後は、対面を伴う支援を可能な範囲で継続しつつ、「テクノロジー静岡」の活用によるマッチング促進等、オンラインによる支援の充実を図り、先端産業創出プロジェクト間の連携促進、企業向けの実践的なマッチング機会の創出など、オープンイノベーション・プラットフォームの機能を強化していく。
- ・専門家派遣による地域経済牽引事業計画の策定支援等により、地域の特性を生かして付加価値を創出し、高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者を支援した。コロナ禍に伴う設備投資の遅れなどの影響から、静岡県域基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認件数は前年度実績を下回る14件となったが、目標値に向けては順調に進捗している。今後も、地域経済牽引事業に係る制度説明会の開催等、市町と連携し、民間企業の牽引事業への取組を支援していく。

（6）国内外からの企業誘致・定着の推進

- ・成長産業分野（食品、医薬品、環境関連等）を中心に、新たな企業の誘致と県内企業の定着活動に取り組んだ。また、新規産業立地事業費補助金や地域産業立地事業費補助金により、製造工場や物流施設等を新設・増設する企業を支援した。この結果、経済産業省工場立地動向調査によると、2020年の製造業の立地件数は54件で全国3位、立地面積は64haで全国5位となった。県職員の企業誘致等に関する「企業訪問件数」は1,272件となった。一方、新型コロナウイルス感染症の影響によ

り訪問できない企業については、電話やメール、オンライン面談等により本県の立地環境や支援策の情報提供を1,176件行い、合わせて2,448件の企業誘致活動を実施した。東京事務所及び大阪事務所による首都圏や関西圏での取組を継続するとともに、県庁に配置した企業立地促進支援員を中心に、県内企業の投資動向把握等に努めた。企業誘致については、産業構造の急速な変化に対応するため、企業立地施策の3つの柱に基づき、積極的に取組を進め、国内外からの企業誘致と定着を推進していく。

(7) 次世代産業を牽引する研究開発の推進

- ・本県の新たな成長に貢献することを目的として、産学官の連携により重点的に実施する新成長戦略研究に取り組み、有識者による客観的評価を踏まえて効率的・効果的に研究を進めた。引き続き5研究所が連携した総合研究体制により、本県産業の成長に貢献する研究開発を推進するとともに、研究成果の迅速な普及につなげていく。

(8) 中小企業の経営基盤強化

- ・製造現場等へのI・T導入による中小企業の生産性向上を図るため、「静岡県I・T活用研究会」を中心とした普及、研究活動、人材育成を行ったほか、工業技術研究所に設置した「I・T推進ラボ」において、最新I・T機器の展示やセミナー等を実施した。この結果、令和2年度の静岡県I・T活用研究会の会員数は累計308社・団体に増加した。引き続き、静岡県I・T活用研究会とI・T推進ラボが連携し、中小企業の製造現場等へのI・T技術、設備の導入を促進していく。
- ・新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、静岡県BCPモデルプラン(入門編)を改訂し、セミナー及び個別相談会を開催するとともに、業種別組合等に対し専門家を派遣する等、中小企業・小規模企業のBCP策定を支援した。BCPの策定は、主に地震や風水害などを想定したハード面の被害対応に重点が置かれており、大規模な感染症への対応については、必ずしも十分に準備されていないのが現状である。今後、改訂したモデルプランを活用し、中小企業者のBCP策定・改訂を支援することで、更なる策定率の向上と実効性の確保を目指していく。
- ・大学発ベンチャーを継続的に創出するため、県と民間アクセラレーターが協力して、県内理工系大学の技術・研究シーズの掘り起こしを進めた結果、6チームが具体的な起業プランを策定した。また、大学発ベンチャー(4社)が行う、製品・技術の概念実証、試作品製作や市場テスト等に係る経費を助成した。引き続き、大学発ベンチャー創出の体制強化と事業化の加速支援に取り組んでいく。
- ・新型コロナウイルス感染症を契機として、IT等を活用した非接触・遠隔のビジネスモデル構築、新サービスの展開や業態転換等に挑戦する中小企業・小規模企業を支援した。製造業、飲食業、小売業など幅広い業種から多様な提案があり、VR技術の導入やECサイトの構築など、デジタル化の取組が多い傾向であったが、未知の領域や分野に挑戦する事例も見られた。ウィズコロナ・アフターコロ

- ナ時代の経済社会の変化に対応するため、引き続き、デジタル技術を活用した業態転換や新たなビジネスモデルの構築等に挑戦する中小企業者を支援していく。
- ・ 県制度融資により、中小企業のライフステージに応じた資金、次世代産業への参入や新たな事業展開に係る資金の調達を支援した。令和2年度は、「経営革新等貸付」の融資限度額を8,000万円から1億6,000万円に拡充するなど、制度を改善した。今後も、中小企業が利用しやすい制度となるように改善を図るとともに、制度の周知を行い、県制度融資の利用を促進していく。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症による経済への影響拡大に伴い、国と連携した県制度融資「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」を新設し、中小企業者の資金繰り支援を適時適切に行った。新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、経営安定資金の利用金額は急増し、9,372億816万円余、前年度と比べ101倍となった。今後も、県内中小企業の経営状況を注視しつつ、企業の資金繰り支援に取り組んでいく。
 - ・ 中小企業の経営革新計画に基づく新商品・新技術・新役務開発、販路開拓及び生産性向上の取組並びに小規模企業の新たなビジネスモデルへの取組等を支援した。その結果、令和2年度の「経営革新計画承認件数」は702件で、総合計画目標である平成30年度から令和3年度の4ヵ年累計で1,720件(単年度430件)の目標を達成した。引き続き経営革新制度の普及と経営革新支援体制の充実を図り、案件の掘り起こしを行っていく。
 - ・ 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、「事業承継ネットワーク」による事業承継診断を通じた支援ニーズの掘り起こしを進めるとともに、商工団体による事業承継計画策定支援の促進、後継者候補の養成を目的とした講座の開催等を行った。その結果、令和2年度の事業承継診断実施件数は6,572件と総合計画の活動指標である毎年度5,000件を上回った。引き続き、事業承継ネットワーク構成各機関との連携強化により、事業承継診断を一層進め、事業承継計画の策定等の個別支援を行っていく。
 - ・ 事業承継における後継者の経営者保証解除を目的とした国の事業承継特別保証等に対する保証料補助制度を創設し、「事業承継資金」の利用に対して、保証料補助を実施した。引き続き、制度の周知を行い、事業承継の更なる促進を図っていく。
 - ・ 地域商業の活性化を図るため、サポート・ミーティング等を実施し、リノベーションまちづくりを担う人材を育成したほか、特設WEBサイト等により「ふじのくに魅力ある個店」の情報発信を行った。「ふじのくに魅力ある個店WEBサイト閲覧回数」は、登録件数の増加と「バイ・シズオカ」の取組掲載等により、令和2年度の閲覧回数は最高値となったが、新型コロナウイルス感染症対策として、外出自粛による消費者の行動が制限される中、登録個店でもイベントなど来店を促す情報発信ができなかったことから、進捗が遅れている。閲覧回数を伸ばすためには、個店の登録件数を増やすとともに、情報発信を強化することが必要であるため、関係機関へ募集の呼びかけを継続するほか、登録店を対象にしたWEBサイトの活用等に関するセミナーを開催し、内容を充実させていく。

(9) 地域産業を牽引する研究開発の推進

- ・中小企業が直面している生産技術や新製品開発等の幅広い課題に対応するため、工業技術研究所に開設している「ものづくり産業支援窓口」が中心となり、大学や産業支援機関等とも連携して、開発段階から事業化段階まで一貫して支援した。この結果、「工業技術研究所の技術指導件数」は目標値の3万件を達成することができた。引き続き、AI、IoT等の導入による生産性向上の取組の促進や、次世代自動車、CNF等の成長産業に関連する技術指導の強化を図り、中小企業の競争力強化や成長産業分野への参入を支援していく。

(10) 農芸品の生産力強化と販路拡大

- ・本県農林水産物の販路拡大と生産拡大を図るため、新型コロナウイルス感染症に伴う消費者等の行動変容を踏まえた、「ふじのくにマーケティング戦略2021」を取りまとめた。
- ・首都圏等のニーズに対応した県産品の供給力拡大を図るため、生産団体等と連携した安定的販路の確保や、市場ニーズの高い品目の生産拡大を支援した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済を早期に回復するため、「バイ・シズオカ」、「バイ・ふじのくに」、「バイ・山の洲」を推進し、消費の喚起に取り組んだ。この結果、「首都圏における富士山しずおかマルシェでの県産品販売額」は着実に増加している。引き続き首都圏等における県産農林水産物の販路と供給の拡大に取り組むとともに、「バイ・シズオカ」「バイ・ふじのくに」「バイ・山の洲」の取組を一層推進し、県内外での消費の喚起や農林水産品の域内完結型サプライチェーンの構築に取り組む。
- ・DXによる新たな供給システムを構築するため、オンライン上に国内外のバイヤーと県内生産者を結び付ける「食のデジタルカタログ」を整備した。今後は、食に関するコーディネータを設置し、オンライン商談会を開催する等、生産者とバイヤーの取引が継続的につながる仕組みを構築する。
- ・6次産業化に取り組む農林漁業者等を総合的に支援するため、6次産業化サポートセンターを運営し、経営改善戦略の策定や実践の支援を行った。また、生産者の販路開拓を支援するため、県産農林水産物の魅力を活かした新商品の表彰や、商談力向上研修、展示商談会を開催した。この結果、6次産業化等の新規取組は順調に進んでいる。引き続き、農林漁業者等の経営改善戦略の策定と実践支援のため、交付金を活用した事業化支援やブランディングの強化、商談交渉力の向上等、事業計画策定から販路拡大に至る一連の支援を実施する。
- ・農業の競争力を強化するため、地域の将来の農地集積の計画である、人・農地プラン策定推進等を通じ、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入、生産性・収益性の向上等を推進する区画整理や暗渠排水等の基盤整備及び、農業水利施設の長寿命化・高度化を図る施設の再整備を計画的に推進した。その結果、集積・集約化は1,295haと目標の1,200haを上回ったほか、令和2年度までに高収益・低コスト化を可能とする3,504haの農地基盤整備と、35施設の基幹農業水利施設の更新整備を実施した。引き

続き、地域内で担い手が確保できない農地と地域を越えて規模拡大を志向する担い手とのマッチングや農家の収益性の向上、用水の安定供給の確保に取り組んでいく。

- ・茶園の区画整理を推進する「茶産地構造改革基盤整備プロジェクト」、水田の汎用化・畑地化を推進する「高収益作物等生産拡大基盤整備プロジェクト」、柑橘生産の省力化や高品質化を推進する「柑橘産地生産強化基盤整備プロジェクト」に取り組み、基盤整備の事業化を戦略的に推進し、令和2年度までに茶園の区画整理7地区（84ha）及び水田の暗渠排水整備13地区（415ha）に着手した。また、柑橘については、三ヶ日地区をモデルとして全体整備計画を策定した。引き続き、基盤整備を効率的かつスピード感を持って進め、本県農業の競争力強化に取り組んでいく。
- ・AOIプロジェクトでは、AOI-PARCを拠点に農業の飛躍的な生産性向上を図る革新的技術の開発と、農業を軸とした関連産業のビジネス展開の促進に取り組んだほか、開発成果の早期かつ着実な社会実装を実現するため、先端農業技術の実証に協力する農地（実証フィールド）を確保するとともに、当該農地を活用した現場実証事業を実施した。この結果、産学官金連携の場であるAOIフォーラムの参画会員数が241となったほか、会員の民間事業者と研究機関のオープンイノベーション等により新たに13件の事業化成果が創出された。今後は、新たな農業技術等の研究開発の加速化と、実用化された技術等の生産現場への早期普及のため、生産者や農業団体と連携した実証事業をより一層推進し、県内農業のスマート化に取り組んでいく。
- ・農芸品の海外輸出を促進に向けてGAP認証を取得する農業者を支援するため、指導者養成研修会を開催して指導体制の強化を図った。この結果、認証取得農場数は前年度から746増加し、4,122農場となった。引き続き、GAPの認証取得を推進するとともに、消費者、小売業者及び流通業者等へのPRを行い、GAP農産物の需要の拡大を図る。
- ・「静岡県茶業振興条例」に基づき総合的な茶業振興施策を進めるとともに、「茶業研究センター」の研究機能を強化する再整備に向けて、整備予定地の土壌汚染状況調査及び地質調査を実施し、新棟建築や既存施設改修等のための設計業務に着手した。今後は、改修や解体等の実施設計とともに、令和4年度半ばまでの予定で、新研究棟の具体的な基本設計、実施設計に取り組む。また、大規模茶園を想定した研究ほ場の整備を進める。
- ・茶の需要動向を踏まえた「ChaOIプロジェクト出口戦略」に基づき、需要に応じた生産構造の転換による生産力の強化や、異業種連携による静岡茶の販路開拓の取組を支援した。
- ・林業の成長産業化に向け、航空レーザ計測と森林資源解析等のデジタル技術を活用した高精度森林資源情報に基づく生産適地の選定、伐採から造林までの一貫作業システムやコンテナ苗等の新技術の活用による低コスト主伐・再造林の実証と普及や、先端技術情報を共有する「ふじのくに林業イノベーションフォーラム」の設立に取り組んだ。木材生産の生産性や収益性を更に高めるためには、デジタル技術、先端技術の導入の拡大、定着が必要である。このため、林業イノベーションフォーラムによる技術展示会等のWeb配信を通じて、参画する先端技術企業と林業経営体のマッチングを図るとともに、林業経営体の業務効率化等を図るデジタル技術の導入を支援することで、林業イノベーションを推進する。

- ・ 県産材製品の需要拡大を図るため、住宅・非住宅への支援、県産材を使った木造化・木質化の模範となる優良な民間の建築物の表彰、製材 J A S 認証の支援、木材供給者と新たな需要を創出する事業者とのマッチング支援等により県産材の利用拡大や販路開拓等に取り組んだ。今後は、コロナ禍の影響や世界的な木材需給の変化、SDG s への関心の高まりなど社会情勢の変化を的確に捉え、住宅・非住宅建築物における品質の確かな県産材製品の利用拡大を促進するとともに、供給体制強化、販路開拓を進め、県産材製品のさらなる需要拡大を図る。
- ・ 県内木材加工施設に県産材丸太を安定的に供給するため、間伐等の森林整備及び路網整備を実施した。しかしながら、令和 2 年度の丸太生産量は、新型コロナウイルス感染症の影響で木材需要が縮小し、林業経営体の木材生産を伴わない保育間伐作業への切り替えなどにより生産が減少したことで、前年度より 5.5 万 m³ 減の 42.1 万 m³/年となった。回復基調にある合板工場や製材工場の需要に対して速やかに供給するよう、木材生産の早期回復を林業経営体などに働きかけるとともに、高精度森林資源情報を基に設定した木材生産団地において、路網等の生産基盤の重点整備と森林認証の取得拡大を進め、SDG s の推進等でニーズが高まる森林認証材をはじめとする県産材の供給力強化に取り組んでいく。
- ・ 山地に起因する災害から県民の生命及び財産を守るため、災害の危険性が高い箇所や台風等の豪雨による災害発生箇所において、溪流工事や山腹工事等を実施した。この結果、山地災害危険地区の整備地区数は前年度から 11 地区増加し、4,103 地区となった。今後も効率的・効果的な事業の執行に努めるとともに、整備した施設の適正な維持管理のため、治山パトロール等により点検を行う。あわせて、山地災害危険地区の周知等により、地域住民の防災意識を向上し、災害の未然防止を図る。
- ・ 水産業では、漁業者等の新たなアイデアの実現を支援する水産イノベーション対策を一層推進するとともに、新たな広域経済圏「山の洲」^{やま くに}を中心に、新鮮で付加価値の高い県産水産物を供給する新たな流通体制づくりに取り組んだ。この結果、令和 2 年度は水産イノベーション対策支援推進事業において、110 件の取組を支援したほか、「山の洲」^{やま くに}及び県内向けに実施した「水産物の新たな流通体制構築・高付加価値化取組」の件数が 6 件となり、目標（毎年度 5 件）を達成した。引き続き、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した取組を継続・強化するとともに、県産水産物の新たな需要開拓や高付加価値化、デジタル技術を活用した新たな流通モデルの構築などの取組で得られた成果の定着を図り、魚価・漁業所得の向上につなげる。また、アサリ、キンメダイ等多くの魚種で水揚げが減少していることから、水産資源の成育環境の分析・調査体制の強化、資源管理を進めるための制度整備を進めた。この結果、令和 2 年度は「水産物の効果的な資源管理に向けた新たな取組」の件数が 3 件となり、目標（毎年度 3 件）を達成した。今後も資源回復に向けた調査や取組を継続・強化していくとともに、国、漁業者と連携した資源管理を着実に実施していく。

(11) 担い手の確保・育成

- ・意欲ある農業従事者の確保のため、就農希望者に対する就農相談や短期の農業体験、技術や経営ノウハウを習得する実践研修、研修期間や就農直後の所得を確保する資金交付等を実施した。
- ・森林技術者の確保のため、若年層への林業の魅力発信、移住者を含む就業希望者を対象とした就業相談、木材生産等の専門的な知識及び技術を有する人材の育成、林業経営体の組織力向上等に取り組んだ。林業就業者の数は、ほぼ横ばいで推移している。今後、多くの定年退職者が見込まれることなどから、これまで以上に人材の確保・育成を図る必要がある。このため、就業希望者への的確な情報発信に加え、ICTを活用できる人材の育成を進める。
- ・学生募集の広報活動に精力的に取り組むとともに、実習の充実等による教育内容の質の向上を図り、また卒業生に対する資格取得の支援を実施することで、漁業高等学園における漁船乗組員の養成に一層注力した。この結果、令和2年度の漁業高等学園卒業後の漁業就業者数は16人となり、目標（毎年度15人）を達成した。今後も新規漁業者の育成・確保に向け、全国に向けて漁業高等学園のPRを強化し、質の高い教育環境の充実を図るとともに、卒業後の就業定着をフォローできる体制整備を進め、水産業界にとって即戦力となる人材輩出機能を高める。

(12) 農山漁村の再生

- ・大規模地震時における農業用施設の被災を防止するとともに、周辺の人家等の安全・安心を確保するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携し、緊急的に必要な農業用ため池や基幹農業水利施設等の耐震対策を推進し、「地震・津波対策アクションプログラム2013」に位置づけた農業用ため池等280箇所について、耐震性の診断や耐震工事が完了した。今後は、市町や関係機関と情報を共有し、ハード・ソフト両面から、農業用施設の防災・減災対策を推進していく。
- ・持続可能な農山村づくりに向けて、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」の各制度を活用した取組により、多様な主体が参画する農地や農業用施設の保全活動を支援し、農業の多面的機能を確保した。ふじのくに美しく品格のある邑づくり活動への参画者は73,058人にのぼったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、県外からの参加者が多い棚田保全活動等が縮小または中止となり、前年度に比べ311人減少した。今後は、ウェブサイトを活用した県内外への広報等を強化し、地域の協働活動への参加者数の増加を図るとともに、企業や福祉事業所等の多様な主体が関わる機会を創出し、活動の拡大や質的向上を促進していく。
- ・地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき、市町等が実施する地籍調査を支援するとともに、被災時に県管理の公共土木施設の早期復旧を図るため、津波浸水想定区域内の緊急輸送路等の官民境界の土地情報を整備し、令和2年度までに、津波浸水想定区域内の地籍調査実施率は83.7%となった。引き続き、県単独事業により官民境界を明確化し、後続の地籍調査を加速化するとともに、公共工事の測量成果の活用等により、総合的に地籍調査を推進していく。

- ・「森林環境譲与税」により市町が行う森林整備等の取組を支援するため、県は令和元年度に設置した専門技術者を登録する人材バンクから、市町の依頼に基づき「ふじのくに森林整備アドバイザー」を派遣した。この結果、33の市町で森林環境譲与税を活用した森林整備に取り組み始めたことから、こうした取組を、同様な課題を抱える地域で参考とするために事例集としてとりまとめた。今後は、事例集を普及ツールとして活用するとともに、引き続き専門技術者を市町に派遣するなど市町の取組を支援する。
- ・公益性が高いにもかかわらず、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備すべき荒廃森林を対象に、森林（もり）づくり県民税を財源として「森の力」の回復を図るための森林整備に取り組むとともに、県民へ事業成果を情報発信した。森の力再生事業による荒廃森林の整備は順調に進捗しており、外部評価機関からは、「適正に執行され、効果が期待できる」との評価を得ている。一方、近年、集中豪雨の頻発による山地災害リスクが高まっており、残りの荒廃森林の整備を速やかに完了させることが求められていることから、課税期間を5年延長し、令和3年度以降も事業を継続する。
- ・有事には津波に対する多重防御の一翼を担う“ふじのくに森の防潮堤づくり”について、令和2年度までの整備延長は約9.8kmに達した。今後も、各市が行う防潮堤の嵩上げの進捗に合わせ、防災林の再整備・機能強化を推進していく。
- ・水産業では、漁協直営食堂の運営支援や体験施設と連携した集客力の向上等により、地場水産物の認知度向上を図り、人々の「浜への回遊」の拡大に取り組んだ。令和2年度の漁協直営食堂集客数は、新型コロナウイルス感染症の拡大・まん延に伴う国の緊急事態宣言や自治体からの休業要請、自主的な休業等により28万人と前年比17万人の減少となった。今後は集客者数の回復に向け、新型コロナウイルス感染症対策も含めた経営上の課題解決のための専門家派遣を実施するとともに、新商品開発やウェブでの広報活動など漁協等が行う新たな取組を支援する。

(13) 都づくり

- ・「食の都」づくりを推進するため、食文化の創造に貢献する「ふじのくに食の都づくり仕事人」や企業・団体の表彰、各地域における仕事人と生産者・県民が連携した取組の強化等を進めた。また、「食の都」の内なる国際化を推進するため、飲食店や食品事業者を対象としたハラール対応実践セミナーの開催やアドバイザー派遣による個別コンサルティングを実施したほか、ハラールに対応した飲食店情報をムスリム向けに発信した。この結果、「食の都」づくりに関する表彰数は順調に推移している。引き続き、県産農林水産物の魅力を発信する核となる人材を地域に増やすため、仕事人や仕事人と連携した地域の取組を推進する。また、飲食店や食品事業者へのピクトグラムや外国語メニューの導入などの取組を支援し、「食の都」の内なる国際化を推進する。
- ・茶の都しずおかの拠点施設である「ふじのくに茶の都ミュージアム」では、安心して来館いただけるよう新型コロナウイルスへの感染症対策を徹底し、企画展や調査研究、お茶に関する体験プログラム等を通じて、国内外に静岡茶の魅力を発信した。
- ・「第8回世界お茶まつり」の2022年開催に向けて実行委員会を組織し、「お茶で元気な笑顔」

をテーマに、ウィズコロナ・アフターコロナの新たな生活様式を意識したお茶の需要創出を図るとともに、生産振興にも軸を置く方針と基本計画を策定した。また、公式ホームページやSNSの運用を開始し、ウェブを活用した開催PRを行った。

- ・「花の都」づくりを推進するため、県内で生産される多彩な花きの販路拡大を目的として、全国の花き市場や量販店、小売店等を対象に商談会を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した花きの消費拡大を図るため、公共施設（市庁舎、駅等）への県産花き展示やSNSと連動したキャンペーンを実施した。その他、企業を対象とした「お花自慢の職場宣言事業所」への登録推進や若者を対象としたフラワーデザインコンテストを実施し、花に親しむ機会の創出に取り組んだ。その結果、全国への販路拡大が図られ、「お花自慢の職場宣言事務所」の登録件数は231件と大幅に増加し、累計328件となった。今後も引き続き、県産花きの販路拡大・消費拡大を推進する。

(14) 県産品の輸出拡大

- ・県産品の輸出拡大を図るため、輸出先国のニーズや規制に対応した産地づくりや生産体制の整備を支援するとともに、台湾駐在員事務所に設置した「ふじのくに通商エキスパート」や沖縄県物産公社と連携して商談機会を提供した。この結果、「県の海外市場開拓支援による県産農林水産物新規輸出成約件数」及び「輸出商談会・見本市等参加事業者数」は順調に推移している。今後は、これまでの県産品の海外販路拡大にチャレンジする人材の支援・育成や商社機能の構築に加え、新型コロナウイルス感染症による海外市場や消費行動の変化・変容に対応するため、デジタルマーケティングを活用した輸出拡大体制の確立を目指す。

(15) 県内企業の海外展開支援

- ・海外展開を図る県内企業に対して、海外派遣前の研修や専門家の派遣などの海外展開支援事業を通じ、国内及び現地での支援を実施した。新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、国際的な人の往来の制限が続き、国際ビジネスの正常化が見通せないため、令和2年度の海外展開支援事業の利用実績は前年度に比べ減少したが、企業は海外展開の機会をうかがっていることから、国際的にビジネスが再開する時期を捉えて海外展開しようとする県内企業に対して、海外展開の段階に応じた支援ができるよう、県海外駐在員事務所、(公社)静岡県国際経済振興会、ジェトロなど各関係機関と連携して、オンライン等を活用した商談参加や相談等に取り組み、引き続き、企業の海外展開を支援していく。

(16) 海外経済ミッションの受入れ等による海外活力の取り込み

- ・新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、国際的な人の往来を伴う海外経済ミッションの派遣や受入れ等が困難となったが、WEB開催による海外との貿易投資フォーラムや商談会等への参加支援など、オンラインを活用した経済交流を実施した。海外からの入国制限が緩和されるまで、海外の経済訪問団等の受入れができない状況が続くと見込まれるため、オンラインでの実施を進めていく。入国制限が緩和された後は、海外からの経済訪問団等の来訪の機会を捉えて、経

済セミナーや企業間交流会を開催するなど、本県と海外との経済交流を一層促進していく。

(17) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域の特色あるエネルギー資源を活用し、新エネルギー等の導入を促進するため、市町や民間事業者が行う小水力、バイオマス及び温泉エネルギーの利活用等を支援した。今後も地域の特色あるエネルギー資源を活用し、新エネルギー等の導入を促進する取組を進め、その目標を着実に達成するための取組が必要である。
- ・ふじのくにFCV普及促進協議会を開催し、FCV及び水素ステーションの最新動向を共有し、次世代エネルギーとして期待される水素を活用した燃料電池自動車の普及促進を図った。また、小学校で活用できる水素エネルギー動画教材を作成配信し、水素エネルギーの普及啓発を図った。
- ・浜松市内に、県内4か所目となる水素ステーションの整備を実施する事業者に対し支援した。

(18) 省エネルギー社会の形成

- ・エネルギーに関する情報を収集、整理し、県民に情報を発信した。
- ・電気自動車用充電器の維持管理や位置情報の広報により次世代自動車の普及を図った。
- ・避難所となる体育館において、次世代自動車による外部給電デモを行い、災害時における有用性を確認するとともに、その様子を撮影した動画を県ホームページに公開して普及啓発を図った。しかし、現状ではEV等の普及が十分に図られていないため、電気自動車用充電器の整備も遅れている。こうした中、国は、2035年までに普通車・軽自動車の新車販売全てを電動化するとし、また、2030年までに電気自動車用充電器を15万基に増やす目標を公表した。本県においても、電気自動車の普及と電気自動車用充電器の整備を促進する必要がある。

(19) エネルギー産業の振興

- ・創エネ・蓄エネの技術開発を促進し、次世代産業の創出を図るため、平成30年度に設置した静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会を通じて、講演会やビジネスマッチング交流会、ワーキンググループ活動、先進地視察を実施した。また、ワーキンググループのうち3つのプロジェクトについて、実証のための支援を行った。この結果、「高効率水力発電設備の開発」の実証事業が終了するなど、実用化に向けた取組が促進された。
- ・IoT技術を活用し、太陽光や風力といった再生可能エネルギー等の発電量と家庭や事業所が利用する電力量等のデータを集約し、蓄電池の遠隔操作等により、地域内の電力の需要と供給を効率的に調整するシステム（地産地消型バーチャルパワープラント）の意義や展望、先進事例を紹介し、普及を図った。この結果、協議会において、事業者による実証事業の課題検討を行うことで、VPP（バーチャルパワープラント）への理解促進が図られた。

令和 2 年度主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

富国有徳の美しい“ふじのくに”を実現していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を指針として、その礎となる社会インフラの整備・活用に取り組んでいる。

施策の実施に当たっては、インフラビジョンに掲げる「安全・安心」、「活力・交流」、「環境・景観」の3分野について重点的に取り組んだ。また、この3分野における施策を効果的・効率的に進めるため、生産性の向上や建設産業の担い手確保・育成に向けた取組を実施した。

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり
- (2) <活力・交流> 活発な経済活動と快適な交流を支える交流ネットワークづくり
- (3) <環境・景観> 自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり
- (4) <分野共通> 生産性の向上と担い手確保・育成

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり

【地震・津波災害対策】

- ・大規模地震時に人命を守り、また、広域支援を円滑に受けられるよう、重要路線等にある橋梁の耐震対策、緊急輸送路の法面補強や無電柱化など、防災・震災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

今後も引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・震災対策を着実に推進していく。

- ・住民の避難、各地の産業、環境、景観等に配慮し、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策「静岡方式」を県内全域で展開している。河川、海岸、港湾及び漁港における津波による被害を軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、水門

の建設、堤防の嵩上げ、護岸・胸壁等の津波対策施設の整備や、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化、施設の一元管理を可能とする津波・高潮防災ステーションの整備等を、情報伝達体制の構築と合わせて総合的に推進した。

「静岡モデル防潮堤」の整備については、中東遠地域や志太榛原地域の市町と連携して整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50の地区で地区協議会を開催し、32地区において津波対策の方針が取りまとまった。その他地区においても地域住民等との合意形成を加速し、津波対策の方針を取りまとめていく。

- ・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後引き続き、施設の耐震化により震災対策を着実に推進していく。

【風水害・土砂災害対策】

- ・風水害の被害軽減を図るため、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫への備えとして、避難支援対策の充実などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後引き続き、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に基づいた洪水ハザードマップの作成・普及を行う市町を支援するとともに、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を進めていくなど、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

- ・土砂災害の被害軽減を図るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の施設整備等を推進するとともに、被害のおそれのある区域の明示、避難を促す情報の提供、避難訓練の実施等の避難支援対策の充実を図った。また、土砂災害警戒区域については、既指定区域における対策施設の整備箇所や地形改変箇所を対象に区域の見直しを実施した。

今後引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を推進していく。

【交通事故防止対策】

- ・交通事故を削減し、安全で快適な歩行空間を創出するため、交差点の改良や歩道の整備を推進するとともに、歩行空間の円滑な移動を確保するため、バリアフリー化に取り組んだ。

今後も引き続き、安全な道路環境を確保するため、県民に身近な道路整備を着実に推進していく。

【社会インフラの維持管理】

- ・限られた予算の中で社会インフラの最適な維持管理・更新を行うため、「社会資本長寿命化行動方針」に基づき、令和2年度末までに舗装、橋梁、ダム、係留施設（港湾・漁港）など25工種について「中長期管理計画」を策定し、予防保全管理に取り組むとともに、各施設の点検・補修・更新や、補修工事着手率等の公表など、長寿命化の取組を推進した。

今後は新たに1つの工種を加えた26工種において、策定した中長期管理計画に基づく適正な予防保全管理などにより、長寿命化の取組を推進していく。

(2) <活力・交流>活発な経済活動と快適な交流を支える交流ネットワークづくり

【道路網の強化】

- ・広域道路ネットワークを構築するため、東西交通の軸である新東名高速道路の御殿場ジャンクション以东に加え、南北交通の軸となる中部横断自動車道、三遠南信自動車道及び伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

今後も引き続き、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技会場（伊豆市）への選手、大会関係者、観客等の安全かつ快適な移動を確保するため、アクセス道路の整備を推進した。

令和2年7月までにアクセス道路の整備が完了したことから、今後も引き続き、誰もが安全で快適に利用できるよう計画的に道路整備を推進していく。

【港湾機能の強化と利用促進】

- ・本県産業を支える物流機能の強化を図るため、防波堤や岸壁などの改良とともに、将来にわたり物流機能を発揮できるよう、港湾施設の老朽化対策を推進した。また、災害時の輸送機能を維持するための臨港道路の橋梁耐震対策を推進した。

今後も産業を物流面で支え、県内企業の競争力維持を図るため、船舶大型化への対応など利用者から求められる港湾機能の拡充について推進していく。

- ・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ船定期航路及び内航RORR船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路維持、新規航路誘致及び新規荷主の獲得に取り組んだ。

交流人口の拡大の観点からは、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の移動が制限されたため、オンラインによる誘致活動を中心に取り組んだ。また、清水港の国際クルーズ拠点形成に向けて、税関などの関係者と、C I Q（税関、入国管理、検疫）機能を備えた旅客施設の設備等に関する調整を行うとともに国土交通省の国際クルーズ旅客受入機能高度化事業を活用し、旅客上屋等の改修など周辺環境整備を行った。

今後も引き続き、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催、静岡県RORR船利用促進協議会を通じた利用者説明会の開催等による効果的なポートマーケティングを、新型コロナウイルス感染症による移動制限等の状況を踏まえつつ展開していく。また、クルーズ船に関しても、引き続き県内誘致組織を束ねる全県的な連絡協議会を活用して、誘致活動の情報共有を図るとともに、官民連携による清水港国際クルーズ拠点形成を着実に推進していく。

【水産王国静岡の持続的発展の推進】

- ・漁業における生産流通の効率化、漁港施設の長寿命化対策など水産物供給体制の強化を図り、漁港漁村の計画的な整備を推進した。

今後も、水産物の供給体制を強化するため、関係機関と連携し、計画的に整備を推進していく。

【持続可能で活力あるまちづくりの推進】

- ・市街地では、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・バス交通の維持・確保や自動運転の実証実験、地域鉄道の安全対策のほか、天竜浜名湖鉄道の経営計画の推進を支援した。

今後も引き続き、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。また、運転手不足等の課題に対応するため、自動運転の導入に向けた実証実験を推進していく。

- ・生活排水処理については、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も、引き続き、市町と連携を図り、より効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

- ・県営都市公園において、指定管理者制度の導入による効率的な管理運営と利用者サービスの向上を推進した。

遠州灘海浜公園（篠原地区）については、平成28年度に策定した遠州灘海浜公園基本構想を踏まえ、防災・スポーツの拠点整備を目指し、公園基本計画策定に向けた取組を進めた。また、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に則って、小笠山総合運動公園静岡アリーナの天井について、脱落対策工事を行った。

今後も引き続き、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

【競争力の高い富士山静岡空港の実現】

- ・富士山静岡空港への新幹線新駅実現に向け、周辺地域の住民や関係者に新駅の必要性等を理解いただく取組を進めた。

今後も、地元との対話を積み重ねていくとともに、空港周辺の賑わい創出に向け、市町や民間事業者等と連携しながら、賑わい拠点や交通結節点を結ぶ交通ネットワークの強化に取り組む。

(3) <環境・景観> 自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり

【地球環境の保全の推進】

- ・建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進し、コンクリート殻やアスファルト殻などの再資源化率の向上を推進した。

今後も、建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

- ・自動車排出ガスに含まれる二酸化炭素の排出を抑制するため、バイパス整備や4車線化などの渋滞対策を推進した。

今後も、関係機関等と連携し、効果的な交通渋滞対策を推進していく。

- ・持続可能なエネルギー体系を構築し、施設の維持管理費を軽減するため、奥野ダムでは平成25年12月、太田川ダムでは令和元年12月より小水力発電設備の運用を行っている。

今後も、エネルギーの地産地消を推進するため、奥野ダム、太田川ダムを活用した小水力発電施設の運用を行っていく。

【豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成】

- ・全ての河川を対象として、河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進した。

今後も引き続き、河川整備にあたっては、多自然川づくりに配慮した整備を推進していく。

- ・佐鳴湖において、令和2年度より新規計画「佐鳴湖水環境向上行動計画（第2期）」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、市民、企業、行政が連携し、佐鳴湖の水環境改善の取組みの定着を図るとともに、次世代を担う人材育成を行い、持続可能な取組体制を確立し、継続的な環境保全に取り組んでいく。

- ・世界文化遺産「富士山」の構成資産である三保松原において、砂浜の保全による背後地の防護と景観改善の両立に向け、既設消波堤の撤去

や養浜などの取組を推進した。

今後も、背後地の防護及び世界文化遺産にふさわしい景観の両立を図るための取組を推進していく。

- ・良好な広域景観を形成するため、伊豆半島及び自転車競技ロードレースコース沿線において広域景観協議会を通じて違反野立て看板対策を進めるとともに、各広域景観の重点地区において修景伐採を実施し、景観の改善を図った。また、市町の景観行政推進を図るため、景観形成推進アドバイザーの派遣を行った。

今後も、市町や住民と連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・遠州灘の美しく豊かな砂浜海岸の復元（浅羽海岸）と、福田漁港の港口埋没対策のため、サンドバイパスシステムを運用し、環境等の保全に取り組んだ。

今後も、適切なサンドバイパスシステムの運用に努め、海岸と漁港の双方の保全を推進していく。

（４）＜分野共通＞生産性の向上と担い手確保・育成

【担い手確保・育成と生産性の向上】

- ・人口減少が進む中、災害の激甚化や担い手不足など深刻化する課題への対応として、先端技術を活用した生産性向上や新たな価値の創造が必要なため、東部・伊豆地域をモデルに「３次元点群データ」を取得し、災害復旧や観光等の様々な分野へ活用し、安全・安心で利便性が高く快適に暮らせる「スマートガーデンカントリー“ふじのくに”」の形成を推進した。

今後も引き続き、３次元点群データの取得とオープンデータ化を進めるとともに、官民連携によるデータの利活用促進を図り、新たな価値の創出を図っていく。

- ・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、平成 31 年 3 月に策定した「静岡県建設産業ビジョン 2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の働き方改革や担い手確保・育成対策を推進した。

今後も引き続き、「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の働き方改革や担い手確保・育成対策を推進していく。

- ・交通基盤行政に対する県民の理解と信頼を得て、社会インフラ整備の着実な推進を図るとともに、建設産業の担い手確保を図るため、民間企業と連携した出前講座や建設現場体感見学会等の実施、土木の魅力を発掘する「フォトコンテスト」の開催など、戦略広報の取組を推進した。

今後も引き続き、関係機関等と連携しながら、広く県民に建設産業の魅力を伝えるため、戦略広報の取組を推進していく。

- ・魅力ある地域づくりを行っていくために、道路、河川、砂防、港湾、公園などの分野において、公共施設の計画づくりから美化・保全活動に至るまで、幅広く地域住民・NPO・企業・学生など多様な主体の参加を得て、協働による公共事業を推進した。

今後も引き続き、「協働による地域づくり」に向けた意見交換会や事例発表会の開催、ホームページの「協働のひろば」等を活用した情報発信などにより協働の拡充やレベルアップを図っていく。

令和2年度主要施策成果説明書

出納局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公金の適正な執行・管理に対する県民の信頼に応え、厳正で的確な出納事務を執行するため、出納（会計・物品）事務の適正化や総務事務の円滑な推進等に努める。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 出納事務の適正化と内部統制制度の推進

財務会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法、会計法、静岡県財務規則等の規定に基づき、県費及び国費の会計事務の審査、会計事務指導検査や指導・助言を行い、誤り等の未然防止に努めた。また、財務会計事務に携わる職員の資質向上を図るため、目的や対象者別に区分した集合研修を実施したほか、財務会計事務のマニュアルの充実に取り組んだ。

全所属を対象とした会計事務指導検査の結果では、文書指示の発生は285所属中18所属で6.3%であった。この割合は前年度の8.9%と比べ2.6ポイント、過去5年間のピーク時、平成29年度の16.7%から10.4ポイント改善した。

不適正な事務処理の発生原因として、組織的な確認不足や職員の知識不足が挙げられることから、組織的なチェック体制の強化や職員の会計事務研修の充実に努める必要があるほか、地方自治法の改正に基づき、令和2年度から財務に関する事務を主な対象とした内部統制制度が施行されたことから、推進部局として、他部局に対してリスク管理に関する指導・啓発に努めていく。

今後は、内部統制制度施行を踏まえ、会計事務指導検査や研修内容の改善・充実に努めるほか、関係部局と連携して、適正な会計事務処理を推進する体制整備を進める必要がある。

(2) 安定した財務会計環境の整備

確実な公金の収納と県民サービスの向上のため、マルチペイメントネットワーク等のICT技術を活用し、県民が公金を納付する際の利便性向上や収納情報確認の期間短縮を図っている。今後も、ICT技術の発達に対応した多様な納付手段を研究し、金融機関等とも連携して、公金の納付・収納環境の向上に努めていく。

(3) 公金の効率的な運用

歳計現金及び基金については、地方自治法等の規定に基づき、確実かつ効率

的な運用を行い、その運用益の確保に努めた。

運用益については、新型コロナ対策関連融資にかかる金融機関の資金需要の高まりなどにより、対前年度比 3.2% 増となった。

運用益確保の取組として、預託引合（入札）の競争性を高めるため預託先の開拓を進めたほか、預託方法についても、多様な預託期間を設定し、歳計現金と基金の預託引合日を調整するなど、金融機関の資金需要に合った取組を進め、可能な限り運用益の確保に努めた。

マイナス金利政策により、依然として、厳しい資金運用環境が見込まれる中、今後も、経済や金利等の動向を注視するほか、購入債券の長期化の継続により、後年度の運用益の確保に努めていく。

(4) 総務事務円滑化と物品事務適正化の推進

総務事務の集中処理による効率化のため総務事務センターを設置・運営し、知事部局全体の給与・旅費等の総務事務について、外部委託を活用した集中処理を行っている。職員への支援・情報提供及び相談の充実、関係所属及び委託業者との緊密な連携等を図り、業務の質の確保に努めている。

引き続き外部委託を活用し、効率的かつ的確・迅速な事務処理に努め、総務事務の円滑化を推進していく。

物品事務については、適正な執行を図るため、物品を管理する全ての所属を対象とした物品事務指導検査を行った。令和 2 年度の文書指示は 284 所属中 1 所属で 0.4% であった。今後も、事務指導検査における指導や研修等を通して、内部統制を推進し、物品事務の適正な執行に努めていく。

物品の調達等については、本庁及び総合庁舎における物品・印刷物の集中調達により、効率的な予算執行や適正な事務処理を行うとともに、環境に配慮した物品等の調達を推進した。また、コピーセンター、ワークステーション及びサプライセンターの安定運営に努めた。引き続き、適正かつ効率的、効果的な業務執行に努めるとともに、環境物品や障害者就労施設の物品など、県の政策と連携した物品等の調達を推進していく。

公用車の管理については、集中管理による効率的な車両の維持管理に努め、各所属からの依頼に応じた適時適切な配車、安全運行の確保等をはじめ、車両の削減や軽自動車化等によるコスト削減を図った。また、交通安全対策の一環として令和 3 年度までに全公用車へ整備することとしたドライブレコーダーについては、計画的に整備を行った。引き続き、第 2 期公用車運用適正化 5 か年計画 (H29～R3) に基づき、効率的な公用車の管理を推進していくとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、次期計画 (R4～) の策定を進めていく。

令和2年度主要施策成果説明書

議会事務局

主要施策説明

1 主要施策の実施状況及び評価と課題

議会運営費	415,078,082 円
議員海外調査・議員研修・厚生費	872,107 円

(1) 「定例会等の開催」

ア 定例会・臨時会の開催

定例会は6月、9月、12月及び2月の年4回、臨時会は4月28日及び5月20日に開催した。
合わせて101日間の会期をもって、208件の議案等の審議を行い、そのうち請願4件を不採択とし、その他の議案等については可決、同意、認定した。

イ 常任委員会の開催

次のとおり7委員会において、付託された議案等の審査及び所管事務の調査を行った。

○常任委員会開催日数 (単位:日)

区 分	4 月 臨時会	5 月 臨時会	6 月 定例会	9 月 定例会	12 月 定例会	2 月 定例会	計	令和元年度
総 務	1	1	2	2	3	3	12	11
危機管理 くらし環境	1	1	3	2	2	4	13	11
文化観光	1	0	3	1	1	3	9	8
厚 生	1	1	3	2	2	3	12	11
産 業	1	0	3	2	2	3	11	12
建 設	1	0	3	2	1	3	10	10
文教警察	1	0	3	2	3	3	12	9
計	7	3	20	13	14	22	79	72

ウ 議会運営委員会の開催

委員11人(自民改革会議:7、ふじのくに県民クラブ:3、公明党静岡県議団:1)で構成され、円滑、効率的な議会運営を行うため、会期、議事日程、議事順序及び議会運営上の問題について協議を行った。

○議会運営委員会開催状況 (単位:日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	令和元年度
日数	3	3	5	3	0	6	3	3	7	0	5	6	44	38

エ 特別委員会の開催

新型コロナウイルス等感染症対策、情報通信技術利活用及び決算特別委員会を設置した。

- ・新型コロナウイルス等感染症対策、情報通信技術利活用特別委員会は、執行機関からの説明や参考人等からの意見聴取などの調査を経て、令和3年2月定例会で調査結果の報告（提言）を行った。
- ・決算特別委員会は、議長、副議長及び監査委員を除く全議員を委員とし、常任委員会を単位とした分科会を設置して審査した。令和2年12月定例会で審査結果の報告を行い、決算が認定された。

○特別委員会開催状況

委員会名	定数	設置期間	日数
新型コロナウイルス等感染症対策	11人	令和2.5.20～令和3.3.3	7日
情報通信技術利活用	11人	令和2.5.20～令和3.3.3	7日
決算	63人	令和2.10.1～令和2.11.30	4日

(2) 「行政・政策調査等の実施」

ア 自主調査の実施

議会活動に必要な各種情報、資料を収集し、議員が活用しやすいように編集し、提供した。

○主な自主調査・刊行物の内容

区分	発行回数	調査・編集内容	発行部数	配布先
議会資料「視点」	年4回	県政における主要事業、県議会及び市町議会の動き、国の動き、先進都道府県の事例紹介等	107部/回	議員等
情報スクラップル	毎月1回	常任・特別委員会ごとに関連する新聞記事を編集（特別委員会分は開催ごとに発行）	121部/回	議員等
新聞社説一覧	毎月1回	新聞（7紙）の社説一覧	77部/回	議員等
各種刊行物索引一覧	毎月1回	全国都道府県議会議長会資料、地方行財政調査会資料及び時事通信社刊行物の索引・件名目録	14部/回	各会派等
県政用語集	令和元年6月（議員任期ごと）	議会や県政で用いられる基礎的用語の解説書	270部/回	議員 執行機関 事務局職員

イ 受託調査の実施

議員から依頼される受託調査のほか、他の都道府県等からの依頼による調査を実施した。

令和2年度の議員からの受託調査件数は313件で、他の都道府県等からの調査依頼件数は110件であった。

ウ 議員提案政策条例制定に対する支援

事務局では、条例提案会派における検討の段階から、条例制定の必要性、目的、内容等の明確化のための資料収集、執行機関との事前協議、関係団体訪問の調整等を行い、会派内における条例原案作成を支援した。

「新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例」は、条例案検討委員会を設置

せずに会派間の協議・調整を経て、5月臨時会において制定された。

「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」については、条例提案会派における検討の後、会派間の調整を経て、令和2年6月に議員提案政策条例案の協議等を行うための場として「公契約条例案検討委員会」が設置され、7月から委員間での協議、調整や関係団体等からの意見聴取等を行い、令和3年2月定例会において制定された。

条例案検討委員会の開催状況は次のとおりである。

○条例案検討委員会開催状況

検討委員会名	開催回数	開催日
事業者等を守り育てる静岡県公契約条例	6回	令和2年7月10日、8月7日、9月9日、 10月8日、11月9日、 令和3年1月18日

エ 他県議会との相互連携

平成21年4月30日に締結された「静岡・山梨両県議会の相互の連携に関する覚書」に基づき、両県議会の議員が意見交換等を実施した。

なお、平成25年11月25日に締結された「静岡・山梨・神奈川3県議会の相互の連携に関する覚書」に基づき開催予定であった3県による議長会議は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。

○静岡・山梨県議会との意見交換開催状況

開催年月日	開催地	意見交換テーマ
令和2年9月4日	山梨県果樹試験場ほか (山梨県山梨市)	「バイ・ふじのくに」の推進について

オ 議員研修会の開催

幅広い視点に立った議員活動の一助とするため、全議員を対象に議員研修会を開催した。

開催日	演題	講師
9月17日	議員の権限、不規則・不穏当発言等について	(株)地方議会総合研究所代表取締役 明治大学公共政策大学院講師 廣瀬和彦

カ 海外事情調査団の派遣

新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった。

キ 浙江省友好交流・中国事情調査団の派遣

本県と友好提携を結んでいる浙江省と派遣、受入れを毎年交互に実施している。令和2年度は本県から派遣の予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった。

ク 図書室の運営

議員の調査、研究に資するため、本県議会関係資料をはじめ、官報や公報、政府刊行物の図書、資料等を収集、保管し、閲覧及び貸し出しを行っている。また、「図書室だより」（新着図書情報）や「早わかり！雑誌インデックス」（雑誌の県行政関連等主要記事の見出しリスト）を毎月発行するなど、議員への情報提供を行った。

○蔵書数

(令和3年3月31日現在)

蔵書数合計	分類別冊数
35,341冊	社会科学 17,651冊(49.9%)、総記 7,062冊(20.0%) 歴史 3,027冊(8.6%)、その他 7,601冊(21.5%)

○図書の貸出者数及び貸出冊数の状況

年度	区分	貸出者数(単位:人)				貸出冊数(単位:冊)			
		議員	議会事務局	執行機関	総数	議員	議会事務局	執行機関	総数
令和2年度		320	411	1,106	1,837	610	639	2,094	3,343
	構成比(%)	17.4	22.4	60.2	100.0	18.3	19.1	62.6	100.0

(3) 「議会広報の推進」

議会の活動内容をより分かりやすく県民に伝えるため、各種媒体を活用して、本会議の質疑や委員会審議の状況等を広く県民に周知した。

ア 広報委員会の開催

議会広報の実施方針や内容について検討するため、広報委員会(委員長:議長)を開催し、広報実施計画、大学生との意見交換会等の実施、写真コンクール入選作品選考などについて協議した。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス等感染症拡大により、県議会高校出前講座とふれあい親子県議会教室は実施しなかった。

イ 県議会だよりの発行、インターネット等による広報

(ア) 県議会だより

定例会において可決した主な議案や本会議の主な質疑、委員会審査の概要等を取りまとめ、県議会だよりとして発行し、県民に周知した。さらに、県内の高校生全員にも配布し、授業等での活用を依頼している。また、県議会だよりの魅力を高めるため、表紙の写真を県民から広く募集する「県議会だより写真コンクール」を行った。

加えて、視覚障害のある人を対象に、県議会だよりの「点字版」「音声版(カセットテープ)」「音声版(一般CD)」「音声版(デージー版CD)」を発行した。

なお、県議会だよりの紙版と音声版についてはホームページにも掲載している。

○発行状況

区分		発行・作成数	発行時期	配布方法
県議会だより		109~112万部	各定例会終了後、 おおむね 30日以内 (年4回)	県内各世帯へ新聞折り込み (一部地域ポスティング) 県出先機関、市町等へ郵送
点字版		356部		個人、施設、県出先機関、 市町等へ郵送
音声版	カセット	36本		
	CD	83枚		
	デージー版CD	68枚		

(イ) インターネットによる広報

県議会に関する情報をより早く、より広く提供するため、県議会のホームページを開設している。現在、32項目のコンテンツを掲載し、内容の更新を行っている。

○主なコンテンツ一覧

	名称	備考
1	議長のメッセージ	議長定例会等報告についても動画配信
2	議会の日程・質問議員・質問項目	

3	県議会だより	
	声の県議会だより	県議会だよりの音声版
4	本会議インターネット中継 (生中継&録画放送)	令和元年6月定例会より手話通訳映像を挿入 (令和2年度よりデジタル化による映像の鮮明化)
5	議員名鑑	
6	本会議会議録	検索システムを導入
7	しずおか県議会キッズサイト	子供向けサイト
8	委員会会議録	検索システムを導入(常任・特別)
9	議会トピックス、議長交際費	
10	特別委員会報告書	
11	政務活動費	
12	海外事情調査団報告書	
13	若者向け広報動画	大学生との意見交換会等のダイジェスト映像

ウ 若者向け広報

(ア) 県内大学生向けの情報誌による情報発信

県議会の活動を若者に伝えるため、県内大学生の多くが認知している若者向けの情報誌「静岡時代」(季刊10,000部:フリーペーパー)に、大学生の取材や執筆による県議会に関する記事を若者に注目してもらえるような紙面構成により2回掲載した。

(イ) フェイスブックによる情報発信

県広聴広報課が運営しているフェイスブック「静岡未来」に、年間を通じて県議会関連の記事を掲載し、県民に議会を身近に感じてもらえるよう情報発信を行った。

(ロ) 県議会高校出前講座の実施

若者の政治への関心を高めるとともに県議会を身近に感じてもらうため、県議会議員が県内の高等学校へ出向き意見交換等を行う高校出前講座を実施しているが、新型コロナウイルス等感染症拡大により実施しなかった。

(ハ) 大学との相互連携

若者の政治への関心を高めるとともに、学生の意見等を議会活動に活かすため、地元大学と連携して、県議会議員と学生との意見交換会を行った。

なお、例年実施していたインターンシップの受け入れは新型コロナウイルス等感染症拡大により実施しなかった。

○大学生との意見交換会

日 程	参加者	内 容
7月21日(火)	静岡大学 29人 県議会議員 4人 ※ウェブ方式で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会の仕組み等説明 ・本会議傍聴 ・意見交換(テーマ:若者の政治的な関心を高めるためには 等)
12月4日(金)	静岡県立大学 6人 県議会議員 2人 ※ウェブ方式で実施	
12月4日(金)	常葉大学 17人 県議会議員 2人	
12月7日(月)	静岡県立大学 8人 県議会議員 2人 ※対面+ウェブ方式で実施	

12月8日(火)	静岡大学 5人 県議会議員 2人	
12月9日(水)	静岡文化芸術大学 7人 県議会議員 2人	
2月26日(金)	静岡大学 5人 県議会議員 2人	
7月10日(金)	新型コロナウイルス関連施策による 会計年度任用職員(大学生) 22人 県議会議員 4人	

(オ) 若者向け広報動画の配信

若者向け広報事業の取組について情報発信するため、4月臨時会、大学生との意見交換会、13都道府県議会議長会議の実施状況をダイジェスト動画にして配信した。

エ ふれあい親子県議会教室の開催

夏休みの社会学習の一環として、小学校高学年の児童と保護者を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス等感染症拡大防止のため中止した。

オ 傍聴の促進

本会議、委員会の傍聴を促進するため、県議会だよりやインターネット、ラジオ等で傍聴を促す呼び掛けを行うとともに、傍聴者向けの各種案内冊子を作成した。

○傍聴者向け案内冊子

刊行物名	内 容	発行回数	部 数	配 布 先
わたしたちの県議会	県議会の権限、組織、議員プロフィール、傍聴の方法等	年2回	6,000部	見学者、傍聴者等
県議会って何だろう?	県議会の役割等を小学生向けに説明	年1回	2,000部	見学、傍聴の小学生

○傍聴者数

(単位:人)

区 分	本 会 議		常 任 委 員 会				特 別 委 員 会			
			委員会室		モニター室		委員会室		モニター室	
年 度	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
4月臨時会		4		3		21	0			
5月臨時会	15	2	0	0	0	5	0	0		0
6月定例会	716	103	3	3	126	97			0	
9月定例会	892	210	2	1	125	67	0			
12月定例会	979	156	2	10	97	55		0		0
2月定例会	271	142	4	0	208	77				
閉会中							4	1	58	46
合 計	2,873	617	11	17	556	322	4	1	58	46

(4) 「地方議会活動の在り方等の調査研究」

ア 議会運営等改善検討委員会(委員11人:任期 調査終了まで)

議長の諮問を受け、議会運営上の諸課題に関する協議又は調整を行っている。令和2年6月から10月にかけて4回開催し、ペーパーレス化の推進など結論が出た事項について、第2回検討結果として議長へ答申した。この答申を受けた議長から、情報端末機器等の導入について再

諮問を受けたため令和3年2月に委員会を開催し、委員会内に小委員会を設けて詳細について検討を進めている。

イ 議員選挙区等調査検討委員会（委員11人：任期 調査終了まで）

議長の諮問を受け、一般選挙における県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する協議又は調整を行っている。令和2年度は2回開催し、浜松市選挙区の見直し、議員総定数の見直し、選挙区及び配当定数の見直し、一票の格差の是正、政令市の選挙区及び配当定数について協議した。

(5) 「議長公務の支援」

共通の課題等を協議し、政府関係機関等へ働き掛けるなど、都道府県議会相互の連携を図る目的で設置されている各種議長会等について、事務局は、議題の調整や運営の支援等を行った。

(6) 「議員に関する事項」

ア 政務活動費の交付

議員の調査研究等に資するために、各会派に対し、所属議員1人当たり450千円（令和2年6月～令和3年3月：405千円）を毎月交付しており、用途は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費である。

透明性確保のため、年度終了後に議長に提出される収支報告書及び支出証拠書等について、県民等への閲覧に供するとともに、県議会ホームページ上で公開した。

イ 議員の資産等公開

議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、「政治倫理の確立のための静岡県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議員から提出される資産等報告書などについて、県民等への閲覧に供した。

令和2年度主要施策成果説明書

人事委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など6項目の報告を行った。

今後とも、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適切するよう、国や民間企業等の動向を的確に把握し、職員の勤務条件への適切な反映に努めていく。

(2) 公平・公正で的確な職員の任用

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の採用試験を実施した。

令和2年度は、公募した全57職種のうち、50職種においては公募数を確保したが、7職種で公募数を確保できなかったことから、全ての職種で広く人材の選抜ができるよう、応募者確保のための取組を強化し、本県の公務能率の増進に寄与する優秀な人材の確保に努めていく。

(3) 職員が働きやすい職場環境の確保

職員が働きやすい職場環境を確保するため、職員からの苦情相談への対応や事業所調査などを行うとともに、過度な時間外労働の是正指導を行った。

また、職員の利益保護を目的とした公平審査事務を適正に執行し、人事行政の公正の確保を図った。

今後も、苦情相談・労働基準監督機関としての職権の行使等を通じて、職員が働きやすい職場環境の確保に努めていく。

令和 2 年度主要施策成果説明書

監査委員事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行った。

令和 2 年度は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 実施状況

令和 2 年度は、新監査基準に基づき、4 月から運用された新たな内部統制制度を踏まえながら、合規性監査の効率化を図るとともに、経済性、効率性、有効性に着目した 3 E 監査に重点を置き実施した。

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を 540 箇所実施し、指摘等の監査結果 85 件及び事務局長指導事項 112 件を出した。監査結果等を出した所属に対して改善措置状況の報告を求め、措置状況を確認した。

また、決算や財政健全化判断比率等の審査を行い、知事へ意見書を提出した。住民監査請求については請求がなかった。

(2) 評価

定期監査等は、計画どおり実施することができた。随時監査及び臨時監査では、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗状況、工事事故に対する安全管理の状況、不適切な事務処理等の状況を確認し、機動的・弾力的な監査を実施することができた。

また、誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に調査するなど、効率的、効果的な監査を実施するとともに、本庁各部局に対して「意見」を出し、事務・事業の改善に繋がる監査を実施することができた。

特に、3 E 監査においては、本庁に対して事業や補助金の効率的、効果的な執行を求める「意見」や自動体外式除細動器（AED）の適切な管理を求

める「意見」を出した。

さらに、依然として同様の誤りが複数の所属で発生している事案について、執行部に対して情報提供を行い全庁的な再発防止を要請するとともに、土木事務所において不適切な事務処理等が多発していることを踏まえ、本庁に対して事案の原因分析や人員増を含めた実効的な再発防止策の検討を求める「意見」を出した。

(3) 課題

実効性の高い監査を実施するため、3E監査の手法をより深く研究し、更なる3E監査の拡充を図り、税込不足の状況下において、歳入の確保、歳出の抑制に繋がる監査を実施するとともに、ICT化の対応など監査の見直しを着実に推進していく。同様の誤りが複数の所属で発生している状況を踏まえ、引き続き執行部に対して再発防止の徹底を要請する。

令和3年度から始まる内部統制評価報告書の審査結果等を踏まえ、内部統制の有効性を確認しながら、内部統制に依拠した監査を実施していく。

令和2年度主要施策成果説明書

労働委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

労働組合法に基づく不当労働行為の審査や労働関係調整法に基づく労働争議（集団的労使紛争）の調整、労働組合を介しない個別的労使紛争のあっせん（知事委任事務）などにより、労使紛争の迅速かつ的確な解決を支援し、将来にわたる良好な労使関係の形成に資する。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

（1）実施状況

令和2年度は、不当労働行為の審査2件、労働争議の調整9件、個別的労使紛争のあっせん13件の計24件を取り扱った。

このほか、労働争議の実情調査を73件、労働組合の資格審査を4件、それぞれ行った。

（2）評価

労使紛争の解決には、迅速かつ円満な解決が最も望ましいため、不当労働行為の審査については迅速な解決の指標として「処理期間」を施策の評価基準とし、18か月を目標値としている。労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては円満な解決の指標として「和解による解決率」を施策の評価基準とし、過去5か年の平均を評価基準値としている。

主要施策	評価基準		令和2年度実績
不当労働行為の審査	処理期間	18か月	17か月(12か月)
労働争議の調整	和解による解決率 (過去5か年平均)	41.4%	50.0%
個別的労使紛争のあっせん		38.5%	36.4%

※「令和2年度実績」は、令和2年度単年度の平均

※ 不当労働行為の審査の「令和2年度実績」の（ ）内は、当該年度を含む過去5か年の平均

※「和解による解決率」

= (和解による解決件数 / (和解による解決件数 + 打切り件数)) × 100

ア 「処理期間」

令和2年度の不当労働行為の審査事件の終結事件1件の処理月数は「17か月」であった。

当該年度を含む過去5か年の平均は「12か月」で、いずれも「18か月」の目標を達成できた。

イ 「和解による解決率」

令和2年度の和解による解決率の実績は、労働争議の調整が「50.0%」で、過去5か年の平均を上回った。また、個別的労使紛争のあっせんは「36.4%」で、過去5か年の平均「38.5%」を若干下回った。

これは、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんはいずれも、当事者双方の同意を得て行うものであることから、当事者双方の主張の隔たりが大きくあっせん員が説得しても歩み寄りが難しい場合、又は相手方があっせんに参加すること自体を応諾しない場合には、やむを得ず、「打切り」とせざるを得ないことによるものである。「打切り」の件数は、調整事件では終結事件9件のうち4件であり、そのうち2件は相手方があっせんに参加することに応じなかったため打ち切った「不応諾打切り」であった。個別事件では終結事件12件のうち7件であり、そのうち6件が「不応諾打切り」であった。

(3) 課題

不当労働行為の審査の平均処理月数は目標を達成しており、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組んでいく。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては、近年の終結事件の半数以上が打切りで終結していることから、今後一層、あっせん員と事務局職員が一体となって当事者に対する粘り強い説得を行うなど、打切りの解消に一層努力する必要がある。

このため、各種会議や研修会における事例研究、他都道府県労働委員会等との情報交換等を通じ、委員及び職員の専門性の一層の向上を図っていく。

また、打切りの中でも不応諾打切りの件数が多いことから、あっせんに先立って行う事務局職員による調査の際、被申請者に対し、「公労使三者委員による公正中立な取扱い」、「迅速な解決」といったあっせんのメリットを十分説明することにより、不応諾打切りの削減に努めていく。

このほか、制度を知らないために利用できないということのないよう、ホームページのほか様々な媒体を活用するとともに、効果的な広報のため対象を絞った周知活動を実施するなど、引き続き積極的な広報・PRを展開していく。

令和 2 年度主要施策成果説明書

収用委員会事務局

主要施策説明

I 審理調整課

1 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
- ア 収用委員会費（人件費） 3,995,000 円
収用委員会の委員報酬（7人分）である。
- イ 収用委員会運営事業費 2,672,480 円
収用事件の裁決等を行うため、収用委員会の運営及び事件の審理、調査等を行った。

<令和 2 年度 収用裁決等案件>

項 目	前年度からの継続件数	令和 2 年度申請等件数	計	処 理 状 況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下	計	
裁決申請 明渡裁決申立	8 件	0 件	8 件	8 件	0 件	0 件	8 件	0 件
損失補償裁決申請	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件

※ 事件処理の詳細については、別表のとおり。

<令和 2 年度 収用委員会等開催状況>

区分	委員会	指名委員協議	審理	調査等	その他	計
回数	13 回	4 回	1 回	1 回	0 回	19 回

2 評価・改善

(1) 評価

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
令和元年度から継続中であった「東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線」に係る裁決申請 8 件は、令和 2 年 4 月 9 日に裁決を行った。
令和 2 年度においては、「志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業」について、令和 2 年 8 月 3 日付けで損失補償裁決申請があった。翌日 8 月 4 日に申請を受理し、8 月 20 日に審理開始の決定を行った。同年 9 月 15 日に現地調査を、10 月 12 日に審理を実施して同日結審し、令和 3 年 2 月 18 日に裁決を行った。
上記のとおり、裁決申請のあった事件に係る手続が迅速かつ適正に行われた。

(2) 改善

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
裁決申請のあった事件に係る手続が、迅速かつ適正に行われるよう、今後とも効率的な事務の整理に努める。

別表 土地収用（使用）及び損失補償事件の処理状況

No	事件名・事業名・場所	起業者 (裁決申請者)	地目・面積等	事件処理の経緯
1	・令和元年度第1号～第8号事件 ・東駿河湾広域都市計画都市高速 鉄道事業東海旅客鉄道東海道 本線 (沼津市一本松及び桃里)	静岡県 及び 沼津市	(収用) 畑、公衆用道路 ほか(31筆) 5,394.99 m ²	(申請) R元. 9.18 (申請受理) R元. 9.19 (調査) R元. 11.7 (審理) R元. 12.4 (一部取下げ) R2. 1.20 (裁決) R2. 4.9
2	・令和2年度第1号事件 ・志太広域都市計画事業焼津市南 部土地区画整理事業 (焼津市石津字新田島)	焼津市南部 土地区画 整理組合	(損失補償) 工作物、立竹 木、立毛	(申請) R2. 8.3 (申請受理) R2. 8.4 (調査) R2. 9.15 (審理) R2. 10.12 (裁決) R3. 2.18

※ 地目については現況、面積については実測による。

令和2年度主要施策成果説明書

教育委員会

主要施策の総括

1 主要施策の目的

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本目標として、子供たち一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じて、それぞれが持つ資質を十分に伸ばしていく教育を推進するため、「教育に関する大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、以下の3つの柱を掲げ施策を展開した。

- 1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現
- 2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現
- 3 社会総がかりで取り組む教育の実現

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

ア 「知性を高める学習」の充実

「確かな学力の向上」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、約3か月にわたって臨時休業の措置がとられたが、学校再開後は、教育課程の再編や、全小・中学校への学習支援員の配置等により、児童生徒の学力向上に努めた。緊急事態が生じてても必要な教育活動が継続されるよう、オンラインも活用し、子供たちの学びの保障に努めていく。

「情報教育の推進」について、休業中の児童生徒への対応として、ICTを活用した学習指導が急速に広まっており、教員の指導力向上などICTの戦略的導入と教育スタイルの定着が求められている。授業動画の共有や研修の充実等による教員のICTスキルの底上げ、民間企業と連携したAI導入の実証、市町と連携した優れた取組例の共有など、県全体でのレベルアップを図っていく。

イ 「技芸を磨く実学」の奨励

「産業社会の担い手の育成」について、職場体験、インターンシップなど、児童生徒の勤労観・職業観の育成に向けた教育が多くの学校で行われている。義務教育段階からの成長過程に応じた、組織的、計画的なキャリア教育を推進するため、各学校に「キャリア・パスポート」の積極的な取組を促していく。

ウ 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

「学校マネジメント機能の強化」について、学校関係者評価の公表が定着しており、引き続き、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等により、地域と連携した学校づくりを進めていく。また、高等学校については、生徒の興味・関心に応える多様な選択肢を用意し、一人一人の最適な学びにつながるよう、時代に対応した特色化・魅力化を進めていく。

「学び続ける教職員の育成」について、教職員研修をeラーニングにより受講するためのシステムを整備した。教員育成指標の改訂により、これからの教員に必要な資質・能力とその育成過程を明確化し、効果的・効率的な研修の実施により、教職員の専門的知識・能力や資質向上を図っていく。

「乳幼児期の教育・保育の充実」について、幼児教育の重要性や、幼少連携・接続の必要性が広く認識されてきたことにより、市町幼児教育アドバイザーは28市町で配置されている。複雑化・困難化する課題への対処のため、市町や関係機関と連携し、保育者のニーズに応じた専門性の高い研修の実施や機会の充実など、県全体で取組を進めていく。

「特別支援教育の充実」について、小中学校における多人数の特別支援学級への非常勤講師の配置拡充、特別支援学校における児童生徒の障害の状況に応じたICT機器整備など、体制充実に向けた取組を進めた。一人一人の児童生徒等の状況に応じた指導を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒等への支援の拡充や、特別支援教育に精通した教員の計画的な育成を進めていく。

「学校における健康教育の推進」について、学校休業措置や外出自粛により、児童生徒の一層の体力低下が見込まれる。気軽に運動に親しむことのできる環境整備を図るとともに、部活動指導員等の外部指導者やスポーツ人材バンクの活用による指導者の充実を図っていく。

(2) 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

ア グローバル人材の育成

「海外留学等の相互交流の推進」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣による海外相互交流が困難な状況下であったが、ICTの活用などにより継続した交流機会を確保した。過去の参加者へのアンケート等を踏まえた事業メニューの見直しにより、効果的に取組を進めていく。

「外国人児童生徒等への教育の充実」について、非常勤講師や外部人材の活用による人的支援を充実させ、外国人児童生徒へのきめ細かな日本語指導やキャリア形成支援を進めるとともに、夜間中学の設置など、学齢期を超過した外国人への教育機会の提供を検討していく。

イ イノベーションを牽引する人材の育成

「科学技術の発展を担う人材の育成」や「多様な個性を生かし、優れた才能を発揮する人材の育成」について、「科学の甲子園」など、多様な体験・スポーツ活動等への児童生徒の参加を促進し、様々な分野において自らの才能を伸ばすことができる環境づくりを進めていく。

(3) 社会総がかりで取り組む教育の実現

ア 新しい時代を展望した教育行政の推進

「市町の課題等に対応した支援の充実」について、有識者や市町の意見を聴取し、教育現場の課題把握に努め、施策や予算への反映を図った。引き続き、関係者・関係機関と連携を図り、社会の急激な変化を踏まえた多様な学びの場の構築に努めるとともに、「Eジャーナルしずおか」やSNS等を活用した情報発信を進めていく。

イ 地域ぐるみの教育の推進

「生涯学習を支援する教育環境の充実」について、県立中央図書館の老朽化、狭隘化の施設面の課題解消とともに、新しい時代に適合した生涯学習・情報拠点への転換が求められている。多様な学びを支える専門性の高い機能を備え、県民に開かれた親しみのある新たな総合図書館として、整備を進めていく。

「地域・企業等と学校の連携・協働の充実」について、コミュニティ・スクールは順調に設置数が増加している。今後は導入促進の支援に加え、先進的取組の事例紹介や、関係機関による情報交換の場の設定など、導入後の取組充実に向けた支援も実施し、地域学校協働活動との一体的な推進を図っていく。

ウ 誰もが夢と希望をもち社会の担い手となる教育の推進

「学びのセーフティネットの構築」について、子供たち一人一人の状況に応じた対応を図るため、非常勤の講師や支援員等も活用して学校生活を支えていくとともに、ひとり親家庭への経済負担の軽減措置を講じるなど経済的事情に左右されない環境づくりを進めていく。

「いじめ・不登校等への対応」について、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充及び資質向上を進め、福祉部門や地域とも連携して「チーム学校」としての体制強化を図っていく。

「人権文化の推進」について、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して、ホームページ等を通じて人権への配慮にかかる啓発を行った。人権意

識の更なる定着に向けて、学校で生じている課題や、ICTモラルなど喫緊の人権課題について、「人権教育の手引き」の内容等に反映させるとともに、研修などにおける積極的な活用を進めていく。

エ 「命を守る教育」の推進

「防災対策の推進」について、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続できるよう、「新しい生活様式」を踏まえた衛生環境の改善や教育環境の充実を図っている。また、学校施設中長期整備計画に基づく老朽化対策やバリアフリー化などを進め、安全・安心で質の高い教育環境を確保していく。

令和2年度主要施策成果説明書

警察本部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成15年以降連続して減少し、「静岡県の新ビジョン」に掲げる2万件以下という目標を達成することができた。

しかし、依然として子供や女性、高齢者など社会的弱者を狙った犯罪は後を絶たない状況であり、巧妙化する特殊詐欺への対策や早期の事件検挙、暴力団対策などが重要な課題となっている。

また、交通事故発生状況についても、発生件数、死者数及び負傷者数は減少しているものの、死者の約半数を高齢者が占めているうえ、いわゆる「あおり運転」やひき逃げ事件などの悪質・危険な交通犯罪が後を絶たず、交通情勢は未だ厳しい状況である。

このため、令和2年は、「県民の期待と信頼に応える警察～正・強・仁～」を運営指針として、安全で安心な静岡県を目指し、

- ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応
- 「しずおか関所作戦」を始めとする特殊詐欺被害防止対策の推進
- 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動などの推進
- 子供と高齢者の交通事故防止対策の推進
- 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙
- 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向けたテロ対策の推進
- 大規模災害などの緊急事態対策の推進
- 警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進

の8つを重点目標として掲げ、各種施策を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応

ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人身安全関連事案の認知件数が増加傾向にある。そのため、人身安全関連事案への対処にあたり、個々の事案の危険性・切迫性を的確に判断し、関係機関と緊密な連携を図り、被疑者の検挙をはじめ、被害者の安全確保を最優先とした対応を徹底した。

しかし、人身安全関連事案は依然として高水準で推移しており、被害の潜在化や再被害を防止するため、県や市町等の関係機関との更なる連携や情報

共有に努めなければならない。

(2) 「しずおか関所作戦」を始めとする特殊詐欺被害防止対策の推進

特殊詐欺事件の手口別では、依然として「オレオレ詐欺」が発生している中で、「架空料金請求詐欺」や「キャッシュカード詐欺盗」が増加傾向に転じるなど、高齢者の特殊詐欺被害は後を絶たない状況である。

そのため、被害防止対策として、迷惑・悪質電話防止機能付きの電話機等の更なる普及や、各種媒体を活用した広報啓発活動などを推進し、社会全体での被害防止気運の定着に努めた。

特殊詐欺被害防止対策については、コロナ禍においても引き続き高齢者の警戒心・防衛心が醸成されるよう「新しい生活様式」に配慮した効果的な広報啓発のほか、サギ電話対応訓練の積極的な開催など、民間企業等と連携した現役世代へのアプローチなども推進していく必要がある。

(3) 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動などの推進

地域住民の身近な不安を解消するため、家庭や事業所等を訪問する巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会、各種会合などを通じて地域住民の意見・要望を把握し、必要な防犯指導を行うとともに、事件・事故の発生状況や予防策などの情報をタイムリーに発信し、県民の防犯意識等の向上に努めた。

また、地域における事件事故の発生実態に即した実効性のある街頭活動を推進したほか、110番通報等に対しては、パトカーなどの機動力を最大限に活用した迅速的確な初動警察活動を推進した。

今後も、住民の要望や犯罪発生状況の分析結果に基づき、制服警察官やパトカーによる見せる警戒の実施など警察活動を推進する。

(4) 子供と高齢者の交通事故防止対策の推進

子供と高齢者の交通事故防止を重点として、交通事故発生実態に即した総合的な交通事故防止対策を推進した。特に、通学時間帯や夕暮れ時の街頭活動を強化して、運転者に対する歩行者保護意識を向上させるとともに、横断歩行者が手を上げて運転者に横断する意思を伝えるなど、歩行者に対し自らの安全を守るための交通行動を促す「しずおか・安全横断3つの柱」と銘打った取組を実施し、歩行者の交通安全意識の底上げを行った。

今後も、交通事故発生実態の分析を踏まえたPDCAサイクルに基づく交通指導取締りを強化するとともに、地域の交通実態を踏まえた交通規制の見直しや横断歩行者保護に資する活動を推進する。

(5) 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

殺人や強盗などの凶悪犯罪に対する初動捜査を徹底するとともに、被害者

に危険が及び凶悪な犯罪に発展するおそれのある事案、県民の体感治安に多大な影響を与える知能犯罪や空き巣、ひったくりなどの重要窃盗犯の捜査を強化し、早期検挙に努めた。

また、暴力団や外国人等による組織犯罪対策については、犯罪組織に関する情報収集を強化し、その活動実態の解明を推進するとともに、犯罪収益に着目した捜査への取組強化とあらゆる法令・手法を活用した資金剥奪を推進した。

今後は、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化に乗じ、新たな分野・手法で資金獲得活動を取行する犯罪組織に関する情報収集を強化し、活動実態の解明を図るなど犯罪組織壊滅に向けた活動を推進する必要がある。

(6) 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向けたテロ対策の推進

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を見据え、テロの未然防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、テロに関する的確な情報収集・分析を行い、水際対策及び重要施設等における警戒警備を強化するとともに、官民一体の横断的なネットワークを構築し、広報啓発活動を行うなど、各種テロ対策を推進した。

新型コロナウイルス感染症の影響で開催が1年延期されたことから、警備計画の大幅な見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う対策を新たに警備計画に反映させた。

(7) 大規模災害などの緊急事態対策の推進

大規模災害に備え、危機管理体制の点検や防災関係機関との連携を強化するため、県、市町、自衛隊等の防災関係機関と合同訓練を実施するなど、緊急事態に的確に対応できるよう各種対策を推進した。

また、新型コロナウイルス感染症対策について、不特定多数と接することが多い警察業務は、感染リスクが極めて高い状況にあることから、職員の感染防止のための対策を徹底した。

(8) 警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進

少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、限られた人員・予算を最大限に活用するため、組織体制の整備や業務の合理化及び働き方改革など、社会の変化に適応した取組を実施し、警察力を最大限に発揮できる警察運営を推進した。

また、真に警察職員としてふさわしい優秀な人材の確保や精強な第一線警察の構築を目指した取組を推進した。

このほか、県第4次地震津波被害想定において津波浸水域にある湖西警察署の移転整備や交番・駐在所の建替えなど、警察活動の拠点となる施設の整備を推進した。

今後も、新型コロナウイルス感染症や加速する少子高齢化等、社会情勢の変化に適応した更なる取組を推進する必要がある。